

5 前項の規定により申立てを却下する決定に対する執行抗告ができる。(担保の提供)

第十五条 この法律の規定により担保を立てるには、担保を立てるべきことを命じた裁判所(以下この項において「発令裁判所」という。)又は執行裁判所の所在地を管轄する地方裁判所の管轄区域内の供託所に金銭又は発令裁判所が相当と認める有価証券(社債、株式等の振替に関する法律(平成十三年法律第七十五号)第二百七十八条第一項に規定する振替債務を含む。)を供託する方法その他最高裁判所規則で定める方法によらなければならない。ただし、当事者が特別の契約をしたときは、その契約による。

2 民事訴訟法第七十七条、第七十九条及び第八十条の規定は、前項の担保について準用する。

(期日の呼出しの特例)

第十五条の二 民事執行の手続における期日の呼出しは、呼出状の送達、当該事件について出頭した者に対する期日の告知以外の方法による期日の呼出しをしたときは、期日に出頭しない者に対する方法によつてする。

(送達の特例)

第十六条 民事執行の手続について、執行裁判所に対し申立て、申出若しくは届出をし、又は執行裁判所から文書の送達を受けた者は、送達を受けるべき場所(日本国内に限る。)を執行裁判所に届け出なければならない。この場合においては、送達受取人をも届け出ることができる。

2 民事訴訟法第一百四条第二項及び第三項並びに第五百七条の規定は、前項前段の場合について準用する。

3 第一項前段の規定による届出をしない者(前項において準用する民事訴訟法第一百四条第三項に規定する者を除く。)に対する送達は、事件の記録に表れたその者の住所、居所、営業所又は事務所においてする。

4 前項の規定による送達をすべき場合において、第二十条において準用する民事訴訟法第一百六条の規定により送達をすることができないと

きは、裁判所書記官は、同項の住所、居所、営業所又は事務所に宛てて、書類を書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成十四年法律第九十九号)第二条第六項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第九項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第二項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるものとして最高裁判所規則で定めるものに付して発送することができる。この場合においては、民事訴訟法第七十七条第二項及び第三項の規定を準用する。

2 民事執行の手続における公示送達は、裁判所書記官が送達すべき書類を保管し、いつでも送達を受けるべき者に交付すべき旨を裁判所の掲示場に掲示してする。

(民事執行の事件の記録の閲覧等)

第十七条 執行裁判所の行う民事執行について、利害関係を有する者は、裁判所書記官に対し、事件の記録の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又は事件に関する事項の証明書の交付を請求することができる。

(官庁等に対する援助請求等)

第十八条 民事執行のため必要がある場合には、執行裁判所又は執行官は、官庁又は公署に対し、法律上の制裁その他の期日の不遵守による不利益を帰すことができない。ただし、その者が期日の呼出しを受けた旨を記載した書面を提出したときは、この限りでない。

(送達の特例)

第十九条の二 民事執行の手続における申立て等を書面等をもつてするものと定められたものとみなす。

2 前項の規定によりされた申立て等は、同項の規定によりされた申立て等について規定した申立て等に関する法令の規定に規定する書面等をもつてされたものとみなして、規定できる。

3 前項に規定する場合には、執行裁判所又は執行官は、民事執行の目的である財産(財産が土地である場合にはその上にある建物を、財産が建物である場合にはその敷地を含む。)に対し、援助を求めることができる。

2 前項に規定する場合には、執行裁判所又は執行官は、民事執行の申立てをしようとする者がその申立てのため同項の証明書を必要とする場合について準用する。

(専属管轄)

第十九条の二 この法律に規定する裁判所の管轄は、専属とする。

(電子情報処理組織による申立て等)

第十九条の三 民事執行の手続における申立てその他の申述(以下この条において「申立て等」という。)のうち、当該申立て等に關するこの法律その他の法令の規定により書面等(書類、文書、譲本、抄本、正本、副本、複本その他)による申立て等に係る書類の送達又は送付も、同様とする。

(裁判書)

第二十一条 この法律に定めるもののほか、民事執行の手続に關し必要な事項は、最高裁判所規則で定める。

(家庭裁判所における執行関係訴訟手続に関する特例)

第二十二条 第二十四条又は第三十三条から第三十五条までの訴えに係る事件であつて、家庭裁判所の管轄に属するものに関する手続(以下この条において「家庭裁判所における執行関係訴訟手続」という。)については、民事訴訟法第七十七条第二項、第九十一条の二、第九十二条第九項及び第十項、第九十二条の二第二項、第九十四条、第一百条第二項、第一編第五章第四節第三款、第一百十一条、第一百三十二条の六第三項、第一編第七章、第一百三十三条の二第五項及び第六項、第一百三十三条の三第二項、第一百五十五条、第一百五十六条、第一百五十七条、第一百五十八条、第一百五十九条、第一百六十一条第三項第三号、第一百八十五条第三項、第一百五十五条第二項、第二百五十五条第二項、第二百二十七条第二項、第二百三十二条の二、第二百五十三条第二項、第二百六十七条第二項、第一百六十二条第三項第三号、第一百八十五条第三項、第二百五十五条第二項、第二百五十五条第二項、第二百二十七条第二項、第二百三十二条の二、第二百五十三条第二項、第二百六十七条第二項並びに第七編の規定は、適用しない。

2 家庭裁判所における執行関係訴訟手続における民事訴訟法の規定の適用については、別表第二の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

3 第十五条の二、第十六条第五項及び第十九条の二の規定は、家庭裁判所における執行関係訴訟手続について準用する。

第一節 総則

(債務名義)

第二十二条 強制執行は、次に掲げるもの（以下「債務名義」という。）により行う。

一 確定判決

二 仮執行の宣言を付した判決

三 抗告によらなければ不服を申し立てることができない裁判（確定したものに限る。）にあつては、確定したものに限る。

三の二 仮執行の宣言を付した損害賠償命令

三の三 仮執行の宣言を付した届出債権支払命令

四 仮執行の宣言を付した支払督促

四の二 訴訟費用、和解の費用若しくは非訟事件（他の法令の規定により非訟事件手続法（平成二十三年法律第五十一号）の規定を準用することとされる事件を含む。）、家事事件若しくは国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律（平成二十五年法律第四十八号）第二十九条に規定する子の返還に関する事件の手続の費用の負担の額を定める裁判所書記官の処分又は第四十二条第四項に規定する執行費用及び返還すべき金銭の額を定める裁判所書記官の処分（後者の处分にあつては、確定したものに限る。）

五 金銭の一定の額の支払又はその他の代替物若しくは有価証券の一定の数量の給付を目的とする請求について公証人が作成した公正証書で、債務者が直ちに強制執行に服する旨の陳述が記載され、又は記録されているもの（以下「執行証書」という。）

六 確定した執行判決のある外国裁判所の判決（家事事件における裁判を含む。）第二十四条において同じ。）

六の二 確定した執行決定のある仲裁判断

六の三 確定した執行決定のある特定和解（平成十五年法律第三百三十八号）第四十八条に規定する暫定保全措置命令

六の四 確定した執行決定のある国際和解合意

六の五 確定した執行決定のある特定和解（号に掲げる裁判を除く。）

（強制執行をすることができる者の範囲）

第二十三条 執行証書以外の債務名義による強制執行は、次に掲げる者に対し、又はその者の方にできる。

一 債務名義に表示された当事者

に当事者となつた場合のその他

人（前条第一号、第二号又は第六号に掲げる人（前条第三号の二に掲げる債務名義成立後の承継人、同条第三号の二に掲げる債務名義のうち損害賠償命令に係るものにあつては審理終結後の承継人）に係るものにあつては、確定したものに限る。）

二 債務名義に表示された当事者以外の者を債務者とする者

又は債務者とする執行文は、その者に対し、

又はその者のために強制執行をすることができる

ことと裁判所書記官若しくは公証人の明白であるとき、又は債務者がそのことを証する文書を作出したときに限り、付与することができる。

三 債務名義に表示された債務者

債務名義にあつては、頭弁論終結後の承継人（前条第一号、第二号又は第六号に掲げる人（前条第三号の二に掲げる債務名義のうち損害賠償命令に係るものにあつては審理終結後の承継人）に係るものにあつては、確定したものに限る。）

四 債務名義による強制執行

は、同項各号に掲げる者のために請求の目的物

を所持する者に対しても、することができる。

（執行証書による強制執行）

二 執行証書に表示された当事者又は執行証書作成後のその承継人

に対し、若しくはこれらの者のためにすること

ができる。

三 第一項に規定する債務名義による強制執行

された当事者又は執行証書作成後のその承継人

に対し、若しくはこれらの者のためにすること

ができる。

（外國裁判所の判決の執行判決）

二 外國裁判所の判決についての執行判決

決を求める訴えは、債務者の普通裁判籍の所在

地を管轄する地方裁判所（家事事件における裁

判に係るものにあつては、家庭裁判所。以下こ

の項において同じ。）が管轄し、この普通裁判

籍がないときは、請求の目的又は差し押さえの

ことができる債務者の財産の所在地を管轄する

地方裁判所が管轄する。

二 前項に規定する地方裁判所は、同項の訴えの

全部又は一部が家庭裁判所の管轄に属する場合

においても、相当と認めるときは、同項の規定

にかかるらず、申立てにより又は職權で、当該

訴えに係る訴訟の全部又は一部について自ら審

理及び裁判をることができる。

三 第一項に規定する家庭裁判所は、同項の訴え

の全部又は一部が地方裁判所の管轄に属する場

合においても、相当と認めるときは、同項の規

定にかかるらず、申立てにより又は職權で、当

該訴えに係る訴訟の全部又は一部について自ら

審理及び裁判をすることができる。

四 執行判決は、裁判の当否を調査しないでしな

五 確定した執行決定の認定の執行決定（第三

六 確定した執行決定の執行決定（第三

七 確定判決と同一の効力を有するもの（第三

八号に掲げる裁判を除く。）

（強制執行をすることができる者の範囲）

（強制執行の実施）

第二十五条 強制執行は、執行文の付された債務名義の正本（債務名義に係る電磁的記録がファイルに記録されたものである場合にあつては公証人（明治四十一年法律第五十三号）第四十四条第一項第二号の書面又は同項第三号の電磁的記録（以下同じ。）に基づいて実施する。ただし、少額訴訟における確定判決又は仮執行の宣

言を付した少額訴訟の判決若しくは支払督促に

より、これに表示された当事者に対し、又はそ

の者のためにする強制執行は、その債務名義の正本に基づいて実施する。

（執行文の付与）

二 執行文は、債務名義について次に掲げる事由のいずれかがあり、かつ、当該債務名義に基づく不動産の引渡し又は明渡しの強制執行をする前に当該不動産を占有する者を特定することを困難とする特別の事情がある場合において、債権者がこれらを証する文書を提出したとき有限度しの強制執行をすることができる。

債権者がこれらを特定しないで、付与することができる。

三 執行文は、債務名義について次に掲げる事由のいずれかがあり、かつ、当該債務名義に基づく不動産の引渡し又は明渡しの強制執行をする前に当該不動産を占有する者を特定することを困難とする特別の事情がある場合において、債権者がこれらを証する文書を提出したとき有限度しの強制執行をすることができる。

（強制執行の実施）

二 債務名義に表示された当事者以外の者を債務者とする者

又は債務者とする執行文は、その者に対し、

又はその者のために強制執行をすることができる

ことと裁判所書記官若しくは公証人の明白であるとき、又は債務者がそのことを証する文書を作出したときに限り、付与することができる。

三 債務名義に表示された債務者

債務名義にあつては、頭弁論終結後の承継人（前条第一号、第二号又は第六号に掲げる人（前条第三号の二に掲げる債務名義のうち損害賠償命令に係るものにあつては審理終結後の承継人）に係るものにあつては、確定したものに限る。）

四 債務名義による強制執行

は、同項各号に掲げる者のために請求の目的物

を所持する者に対しても、することができる。

（外國裁判所の判決の執行判決）

二 外國裁判所の判決についての執行判決

決を求める訴えは、債務者の普通裁判籍の所在

地を管轄する地方裁判所（家事事件における裁

判に係るものにあつては、家庭裁判所。以下こ

の項において同じ。）が管轄し、この普通裁判

籍がないときは、請求の目的又は差し押さえの

ことができる債務者の財産の所在地を管轄する

地方裁判所が管轄する。

二 前項に規定する地方裁判所は、同項の訴えの

全部又は一部が家庭裁判所の管轄に属する場合

においても、相当と認めるときは、同項の規定

にかかるらず、申立てにより又は職權で、当該

訴えに係る訴訟の全部又は一部について自ら審

理及び裁判をることができる。

三 第一項に規定する家庭裁判所は、同項の訴え

の全部又は一部が地方裁判所の管轄に属する場

合においても、相当と認めるときは、同項の規

定にかかるらず、申立てにより又は職權で、当

該訴えに係る訴訟の全部又は一部について自ら

審理及び裁判をすることができる。

四 執行判決は、裁判の当否を調査しないでしな

五 確定した執行決定の認定の執行決定（第三

六 確定した執行決定の執行決定（第三

七 確定判決と同一の効力を有するもの（第三

八号に掲げる裁判を除く。）

（強制執行をすることができる者の範囲）

（強制執行の実施）

第二十五条 強制執行は、執行文の付された債務名義の正本（債務名義に係る電磁的記録がファイルに記録されたものである場合にあつては公証人（明治四十一年法律第五十三号）第四十四条第一項第二号の書面又は同項第三号の電磁的記録（以下同じ。）に基づいて実施する。ただし、少額訴訟における確定判決又は仮執行の宣

言を付した少額訴訟の判決若しくは支払督促に

より、これに表示された当事者に対し、又はそ

の者のためにする強制執行は、その債務名義の正本に基づいて実施する。

（執行文の付与）

二 債務名義に表示された当事者以外の者を債務者とする者

又は債務者とする執行文は、その者に対し、

又はその者のために強制執行をすることができる

ことと裁判所書記官若しくは公証人の明白であるとき、又は債務者がそのことを証する文書を作出したときに限り、付与することができる。

三 債務名義に表示された債務者

債務名義にあつては、頭弁論終結後の承継人（前条第一号、第二号又は第六号に掲げる人（前条第三号の二に掲げる債務名義のうち損害賠償命令に係るものにあつては審理終結後の承継人）に係るものにあつては、確定したものに限る。）

四 債務名義による強制執行

は、同項各号に掲げる者のために請求の目的物

を所持する者に対しても、することができる。

（外國裁判所の判決の執行判決）

二 外國裁判所の判決についての執行判決

決を求める訴えは、債務者の普通裁判籍の所在

地を管轄する地方裁判所（家事事件における裁

判に係るものにあつては、家庭裁判所。以下こ

の項において同じ。）が管轄し、この普通裁判

籍がないときは、請求の目的又は差し押さえの

ことができる債務者の財産の所在地を管轄する

地方裁判所が管轄する。

二 前項に規定する地方裁判所は、同項の訴えの

全部又は一部が家庭裁判所の管轄に属する場合

においても、相当と認めるときは、同項の規定

にかかるらず、申立てにより又は職權で、当該

訴えに係る訴訟の全部又は一部について自ら審

理及び裁判をlegalArgumentException

三 第一項に規定する家庭裁判所は、同項の訴え

の全部又は一部が地方裁判所の管轄に属する場

合においても、相当と認めるときは、同項の規

定にかかるらず、申立てにより又は職權で、当

該訴えに係る訴訟の全部又は一部について自ら

審理及び裁判をすることができる。

四 執行判決は、裁判の当否を調査しないでしな

五 確定した執行決定の認定の執行決定（第三

六 確定した執行決定の執行決定（第三

七 確定判決と同一の効力を有するもの（第三

八号に掲げる裁判を除く。）

（強制執行をすることができる者の範囲）

第二十三条 執行証書以外の債務名義による強制執行は、次に掲げる者に対し、又はその者の方にできる。

その実の到来したことを証する文書を提出したときに限り、付与することができる。

異議の訴えの提起前においても、することができる。

4 前項の規定により定められた期間を経過したとき、又はその期間内に第一項の規定による裁判が執行裁判所若しくは執行官に提出されたときは、前項の裁判は、その効力を失う。

5 第一項又は第三項の申立てについての裁判に対しては、不服を申し立てることができない。（終局判決における執行停止の裁判等）

第三十七条 受訴裁判所は、執行交付与に対する異議の訴え又は請求異議の訴えについての終局判決において、前条第一項に規定する处分を命じ、又は既にした同項の規定による裁判を取り消し、変更し、若しくは認可することができない。この裁判については、仮執行の宣言をしなければならない。

2 前項の規定による裁判に対しては、不服を申し立てることができない。（第三者異議の訴え）

第三十八条 強制執行の目的物について所有権その他目的物の譲渡又は引渡しを妨げる権利を有する第三者は、債権者に対し、その強制執行の不許を求めるために、第三者異議の訴えを提起することができる。

2 前項の規定による裁判は、同項の訴えに併合して、債務者に対する強制執行の目的物についての訴えを提起することができる。

3 第一項の訴えは、執行裁判所が管轄する。前一条の規定は、第一項の訴えに係る執行停止の裁判について準用する。（強制執行の停止）

第三十九条 強制執行は、次に掲げる文書の提出があつたときは、停止しなければならない。

1 債務名義（執行証書を除く。）若しくは仮執行の宣言を取り消す旨又は強制執行を許さない旨を記載した執行力のある裁判の正本又は記録事項証明書

2 債務名義に係る和解、認諾、調停又は労働審判の効力がないことを宣言する確定判決の正本又は記録事項証明書

3 第二十二条第二号から第四号の二までに掲げる債務名義が訴えの取下げその他の事由により効力を失つたことを証する調書の正本その他の裁判所書記官の作成した文書

4 強制執行をしない旨又はその申立てを取り下げる旨を記載した裁判上の和解の調書の正本又は電子調書（民事訴訟法第一百六十条第一

項に規定する電子調書をいう。第一百六十七条规定の二第一項第四号において同じ。）の記録事項証明書

四二 強制執行をしない旨又はその申立てを取り下げる旨を記載した調停の調書又は労働審判法（平成十六年法律第四十五号）第二十一条第四項の規定により裁判上の和解と同一の効力を有する労働審判の審判書若しくは同法第二十条第七項の調書の正本

五 強制執行を免れるための担保を立てたこと

六 強制執行の停止及び執行処分の取消しを命ずる旨を記載した裁判の正本又は記録事項証明書

七 強制執行の一時の停止を命ずる旨を記載した裁判の正本又は記録事項証明書

八 債権者が、債務名義の成立後に、弁済を受け、又は弁済の猶予を承諾した旨を記載した文書

九 前項第八号に掲げる文書のうち弁済を受けた旨を記載した文書の提出による強制執行の停止は、四週間に限るものとする。

三 第一項第八号に掲げる文書のうち弁済の猶予を承諾した旨を記載した文書の提出による強制執行の停止は、二回に限り、かつ、通じて六月を超えることができない。（執行処分の取消し）

四 前条第一項第一号から第六号までに掲げる文書が提出されたときは、執行裁判所又は執行官は、既にした執行処分をも取り消さなければならぬ。

五 第十二条の規定は、前項の規定により執行処分を取り消す場合については適用しない。（債務者が死亡した場合の強制執行の続行）

六 第四項の規定による裁判所書記官の処分は、確定しなければその効力を生じない。

七 民事訴訟法第七十四条第一項の規定は、第四項の規定による裁判所書記官の処分について準用する。この場合においては、第五項、第七項及び前項並びに同条第三項の規定を準用する。

第一目 通則（不動産執行の方法）

2 第四十三条 不動産（登記することができない土地の定着物を除く。以下この節において同じ。）に対する強制執行（以下「不動産執行」といいう。）は、強制競売又は強制競売若しくは競売の手続を用いる。これら的方法は、併用することができない。

3 第四十四条 不動産執行については、その所在地において、債務者の相続人の存在又はその所在が明らかでないときは、執行裁判所は、申立てにより、相続財産又は相続人のため、特別代理人を選任することができる。

4 第四十五条 執行裁判所は、強制競売の開始決定が債務者に送達された時に生ずる。ただし、差押えの登記がその開始決定の送達前にされたときは、登記がされた時に生ずる。

5 第四十六条 差押えの効力は、強制競売の開始決定が債務者に送達された時に生ずる。ただし、差押えの登記がその開始決定の送達前にされたときは、登記がされた時に生ずる。

6 第四十七条 強制競売又は担保権の実行としての競売（以下この節において「競売」という。）の開始決定がされた不動産について強制競売の申立てがあつたときは、執行裁判所は、更に強制競売の開始決定をするものとする。

7 第四十八条 先の開始決定に係る強制競売若しくは競売の申立てが取り下げられたとき、又は先の開始決定に係る強制競売若しくは競売の手続が取り消されたときは、執行裁判所は、後の強制競売の開始決定に基づいて手続を続行しなければならぬ。

2 金銭の支払を目的とする債権についての強制執行においては、執行費用は、その執行手続にかかる和解、認諾、調停若しくは労働審判の効力がないことを宣言する裁判が確定したときは、債権者は、支払を受けた執行費用に相当する金銭を債務者に返還しなければならない。

3 強制執行の基本となる債務名義（執行証書を除く。）を取り消す旨の裁判又は債務名義に係る和解、認諾、調停若しくは労働審判の効力がないことを宣言する裁判が確定したときは、債権者は、支払を受けた執行費用に相当する金銭を債務者に返還しなければならない。

4 第一項の規定により債務者が負担すべき執行費用で第二項の規定により取り立てられたものに対する金銭の額は、申立てにより、執行裁判所の裁判所書記官が定める。

5 前項の申立てについての裁判所書記官の処分に対しても、その告知を受けた日から一週間の不変期間内に、執行裁判所に異議を申し立てることができる。

6 執行裁判所は、第四項の規定による裁判所書記官の処分に対する異議の申立てを理由があると認める場合において、同項に規定する執行費用及び返還すべき金銭の額を定めなければならない。

7 第五項の規定による異議の申立てについての決定に対しては、執行抗告をすることができる。

8 第四項の規定による裁判所書記官の処分は、確定しなければその効力を生じない。

9 第四十五条 執行裁判所は、強制競売の手続を開始するには、強制競売の開始決定をし、その後において、債権者のために不動産を差し押さえる旨を宣言しなければならない。

10 第四十六条 前項の開始決定は、債務者に送達しなければならない。

11 第四十七条 前項の開始決定は、債務者に送達しなければならない。

12 第四十八条 前項の開始決定は、債務者に送達しなければならない。

13 第四十九条 執行裁判所は、強制競売の申立てを却下する裁判に對しては、（開始決定等）

14 第五十条 建物が数個の地方裁判所の管轄区域にまたがって存在する場合には、その建物に対する強制執行については建物の存する土地の所在地を管轄する各地方裁判所が、その土地に対する強制執行については土地の所在地を管轄する地方裁判所又は建物に対する強制執行の申立てを受けた地方裁判所が、執行裁判所として管轄する。

四四四 不動産執行については、その所在地において、債務者の相続人の存在又はその所在が明らかでないときは、執行裁判所は、その登記をすべき地）を管轄する地方裁判所が、執行裁判所として管轄する。

2 建物が数個の地方裁判所の管轄区域にまたがって存在する場合には、その建物に対する強制執行については建物の存する土地の所在地を管轄する各地方裁判所が、その土地に対する強制執行については土地の所在地を管轄する地方裁判所又は建物に対する強制執行の申立てを受けた地方裁判所が、執行裁判所として管轄する。

3 建物の登記をすべき地）を管轄する方

4 建物の登記をすべき地）を管轄する方

5 建物の登記をすべき地）を管轄する方

6 建物の登記をすべき地）を管轄する方

7 建物の登記をすべき地）を管轄する方

8 建物の登記をすべき地）を管轄する方

9 建物の登記をすべき地）を管轄する方

10 建物の登記をすべき地）を管轄する方

11 建物の登記をすべき地）を管轄する方

12 建物の登記をすべき地）を管轄する方

13 建物の登記をすべき地）を管轄する方

14 建物の登記をすべき地）を管轄する方

い。定め、執行官に売却を実施させなければならな

立ち入ることを制限し、又は不動産から退去させることができる。

(売却の場所の秩序維持)

(買受けの申出の保証)

用する民事訴訟法第九十三条第一項の規定にかかるわらず、売却決定期日は、裁判所書記官が、売却を実施させる旨の処分と同時に指定する。第三項の場合においては、裁判所書記官は、

第六十五条 執行官は次に掲げる者は如し
却の場所に入ることを制限し、若しくはその場
所から退場させ、又は買受けの申出をさせない
ことができる。
一 也の者の買受けの申出を方ダ、告
くには不

第六十七條 最高額買受申出人ごとくハ、
最高額の買受申出人として、
(次順位買受けの申出)

申立てにより又は権利第一項の規定による
決定を取り消し、又は変更することができる。
第五十五条第二項の規定は第一項に規定する
保全処分について、同条第三項の規定は第一項
の規定による決定について、同条第六項の規定
は第一項の申立てについての裁判、前項の規定

い。第一項、第三項又は第四項の規定による裁判所書記官の処分に対し、執行裁判所に異議を申し立てることができる。

二 等売却の適正な実施を妨げる行為をし、又は
その行為をさせた者

一 他の民事執行の手続の売却不許可決定において前号に該当する者と認定され、その売却不許可決定の確定の日から二年を経過しない者

人に係る売却許可決定が第八十一条第一項の規定により効力を失うときは、自己の買受けの申出について売却を許可すべき旨の申出（以下「女

に第一項の規定を以てして前項の規定による決定について、同条第七項の規定は前項の規定による決定について、同条第八項及び第九項並びに第五十五条の二の規定は第一項に規定する保全处分を命ずる決定について、第五十五条第十項の規定は第一項の申立て又は同項の規定による決定の執行に要した費用について、第六十三条第四項の規定は第二項の保証の是れについて準用

第六十四条の二 執行裁判所は、差押債権者（配当請求の終期後）に強制競売又は競売の日立てに

ら第九十六条の五まで、第一百九十七条から第一百九十七条の四まで若しくは第一百九十八条、組織的な犯罪の处罚及び犯罪収益の規制等こ

(債務者の買受けの申出の禁止)
第六十八条 債務者は、買受けの申出をするこ^{さる}

第六十八条の三 執行裁判所は、裁判所書記官が入札又は競り売りの方法による売却を三回実施する。(売却の見込みのない場合の措置)

望する者をこれに立ち入らせて見学させることをいう。以下この条において同じ。)の実施を命じなければならない。ただし、当該不動産の占有者の占有の権原が差押債権者、仮差押債権者及び第五十九条第一項の規定により消滅する権利を有する者に対抗することができる場合で当該占有者が同意しないときは、この限りでない。

(暴力団員等に該当しないこと等の陳述)
第二項(同条第一項第一号から第四号までに係る部分に限る。)又は公職にある者等のあつせん行為による利得等の処罰に関する法律(平成十二年法律第二百三十号)第一条第一項、第二条第一項若しくは第四条の規定により刑に処せられ、その裁判の確定の日から二年を経過しない者

あるときは、差押債権者（配当要求の終期後に強制競売又は競売の申立てをした差押債権者を

2 さてでも買受けの申出がなかつた場合において、不動産の形状、用途、法令による利用の規制その他の事情を考慮して、更に売却を実施させても売却の見込みがないと認めるときは、強制競売の手続を停止することができる。この場合においては、差押債権者に対し、その旨を通知しなければならない。

差押債権者が、前項の規定による通知を受けた日から三月以内に、執行裁判所に対し、買受けの申出をしようとする者があることを理由と

官の処分の時までにしなければならない。
第一項の命令を受けた執行官は、売却の実施

名号のいずれにも該当しない旨を買受けの申出をしようとする者（その者は法定代理人がある場合にはあつては當該法定代理人、その者が法人である場合は當該法人）

させて、次に掲げる事項を内容とする保全処分（執行裁判所が必要があると認めるとときは、公

して、売却を実施させるべき旨を申し出たとき
は、裁判所書記官は、第六十四条の定めるところにより売却を実施させなければならぬ。
差押責務者が前項の期間内に同項の規定によ

い受ける資格又は能力を有しない者その他最高裁判所規則で定める事由がある者を除く。(第五項及び第六項において「内覧参加者」という。)のため、内覧を実施しなければならない。

所規則で定めるところにより陳述しなければ
することができない。

差押債権者は、前項の申立てをするには、
買

第六十八条の四 執行裁判所は、最高価買受申出をした者に代り、執行裁判所が執行する売却手続の申出をしないときは、執行裁判所は、強制競売の手続を取り消すことができる。同項の規定により裁判所書記官が売却を実施させた場合において買受けの申出がなかつたときは、も、同様とする。

執行官は、内覧の実施に際し、自ら不動産に立ち入り、かつ、内覧参加者を不動産に立ち入

つた日から五年を経過しない者（以下この目において「暴力團員等」という。）であるこ[。]

売りの方法による売却の実施において申出額に達する買受けの申出がないときは自ら申出額で

人（その者が法人である場合にあつては、その役員。以下この項において同じ。）が暴力団員等に該当するか否かについて、必要な調査を執行裁判所の所在地を管轄する都道府県警察に嘱託

出人が暴力団員等に該当しないと認めるべき事情があるものとして最高裁判所規則で定める場合は、この限りでない。

執行裁判所は、自己の計算において最高価買受申出人には、当該買受けの申出をさせた者である場合には、(その者が法人である場合にあつては、その役員。以下この項において同じ。)が暴力団員等に該当するか否かについて、必要な調査を執行裁判所の所在地を管轄する都道府県警察に嘱託しなければならない。ただし、買受けの申出をさせた者が暴力団員等に該当しないと認めるべき事情があるものとして最高裁判所規則で定める場合は、この限りでない。

第六十九条 執行裁判所は、売却決定期日を開き、売却の許可又は不許可を言い渡さなければならぬ。

(売却決定期日)
第七十条 不動産の売却の許可又は不許可に関する意見の陳述
利害関係を有する者は、次条各号に掲げる事由で自己の権利に影響のあるものについて、売却決定期日において意見を陳述することができる。

(売却不許可事由)
第七十一条 執行裁判所は、次に掲げる事由があると認めるときは、売却不許可決定をしなければならない。

一 強制競売の手続の開始又は続行をすべきでないこと。
二 最高価買受申出人が不動産を買い受ける資格若しくは能力を有しないこと又はその代理人がその権限を有しないこと。
三 最高価買受申出人が不動産を買い受ける資格を有しない者の計算において買受けの申出をさせた者が次のいずれかに該当すること。

四 最高価買受申出人、その代理人又は自己の計算において最高価買受申出人に買受けの申出をさせた者が次のいずれかに該当すること。
イ その強制競売の手続において第六十五条第一号に規定する行為をした者
ロ その強制競売の手続において、代金の納付をしなかつた者又は自己の計算において最高価買受申出人買受けの申出をさせたことがあられる者

五 最高価買受申出人又は自己の計算において最高価買受申出人に買受けの申出をさせた者である場合には、(その者が法人である場合にあつては、その役員。以下この項において同じ。)が暴力団員等であつた者を含む。)

口 法人でその役員のうちに暴力団員等に該当する者があるもの(買受けの申出がされた時に

暴力団員等があつたものを含む。)

イ 暴力団員等(買受けの申出がされた時に

暴力団員等があつたものを含む。)

六 第七十五条第一項の規定による売却の不許可の申出があること。

七 売却基準価額若しくは一括売却の決定、物件明細書の作成又はこれららの手続に重大な誤りがあること。

八 売却の手続に重大な誤りがあること。
(売却の実施の終了後に執行停止の裁判等の提出があつた場合の措置)
第七十二条 売却の実施の終了から売却決定期日の終了までの間に第三十九条第一項第七号に掲げる文書の提出があつた場合には、執行裁判所は、他の事由により売却不許可決定をするときを除き、売却決定期日を開くことができない。この場合においては、最高価買受申出人又は次順位買受申出人が、執行裁判所に対し、買受けの申出を取り消すことができる。

九 売却の実施の終了後に前項に規定する文書の提出があつた場合には、その期日にされた売却許可決定が取り消され、若しくは効力を失つたとき、又はその期日にされた売却不許可決定が確定したときに限り、第三十九条の規定を適用する。

十 売却の実施の終了後に第三十九条第一項第八号に掲げる文書の提出があつた場合には、その売却に係る売却許可決定が取り消され、若しくは効力を失つたとき、又はその売却に係る売却不許可決定が確定したときに限り、同条の規定を適用する。

十一 売却の実施の終了後に前項に規定する文書の提出があつた場合には、その期日にされた売却許可決定が取り消され、若しくは効力を失つたとき、又はその期日にされた売却不許可決定が確定したときに限り、第三十九条の規定を適用する。

十二 売却の実施の終了後に前項に規定する文書の提出があつた場合には、その期日にされた売却許可決定が取り消され、若しくは効力を失つたとき、又はその期日にされた売却不許可決定が確定したときに限り、同条の規定を適用する。

十三 前項の場合において、その買受けの申出の額で各債権者の債権及び執行費用の全部を弁済することができると見込みがあるときは、執行裁判所は、他の不動産についての売却許可決定を留保しなければならない。

十四 前項の場合は、各債権者の債権及び執行費用の全部を弁済することができると見込みがある不動産が数個あることができる見込みがある不動産が数個ある場合において、その買受けの申出をさせたことがある者

ときは、執行裁判所は、売却の許可をすべき動産について、あらかじめ、債務者の意見を聽かなければならぬ。ただし、他に差押債権者(配当要求の終期後に強制競売又は競売の申立てをした差押債権者を除く。)がある場合において、取下げにより第六十二条第一項第二号に掲げる

事項について変更が生じないときは、この限り

でない。

十五 第一項の規定により売却許可決定が留保され

た不動産の最高価買受申出人又は次順位買受申出人は、執行裁判所に対し、買受けの申出を取り消すことができる。

十六 売却許可決定のあつた不動産について代金が納付されたときは、執行裁判所は、前項の不動

産に係る強制競売の手続を取り消さなければならぬ。

(売却の許可又は不許可の決定に対する執行抗告)
第七十四条 売却の許可又は不許可の決定に対しても、その決定により自己の権利が害されることを主張するときに限り、執行抗告をすることができる。

十七 売却許可決定に対する執行抗告は、第七十一条各号に掲げる事由があること又は売却許可決定の手続に重大な誤りがあることを理由としなければならない。

十八 売却許可決定に対する執行抗告は、第七十一条各号に掲げる事由があること又は売却許可決定の手続に重大な誤りがあることを理由としなければならない。

十九 売却の相手方を定めることができる。抗告人の相手方を定めることができる。

二十 売却の許可又は不許可の決定は、確定しなければその効力を生じない。

二十一 不動産が損傷した場合の売却の不許可の申出等)
第七十五条 最高価買受申出人又は買受人は、買受けの申出をした後天災その他自己の責めに帰することができない事由により不動産が損傷したことについては、執行裁判所に対し、売却許可決定前にあつては売却の不許可の申出をし、売却許可決定後においては代金を納付する時までにその決定の取消しの申立てをすることができる。

二十二 前項の規定による売却許可決定の取消しの申立てについての決定に対しては、執行抗告をすることはできる。

二十三 前項に規定する申立てにより売却許可決定を取り消す決定は、確定しなければその効力を生じない。

二十四 買受けの申出後の強制競売の申立ての取下げ等)又は買受けの申出をさせたことがある者に買受けの申出をさせたことはできない。

二十五 第一項の規定は前項第二号又は第三号に掲げる保全処分について、同条第二項(第二号に係る部分に限る。)の規定は前項に掲げる保全処分について、同条第三項、第四項本文及び第五項

又は買受人及び次順位買受申出人の同意を得なければならない。ただし、他に差押債権者(配当要求の終期後に強制競売又は競売の申立てをした差押債権者を除く。)がある場合において、取下げにより第六十二条第一項第二号に掲げる

事項について変更が生じないときは、この限り

でない。

二十六 第一項の規定は、買受けの申出があつた後に第

三十九条第一項第四号から第五号までに掲げる文書を提出する場合について準用する。

(最高価買受申出人又は買受人のための保全処分等)
第七十七条 執行裁判所は、債務者又は不動産の占有者が、価格減少行為等(不動産の価格を減少させ、又は不動産の引渡しを困難にする行為をいう。以下この項において同じ。)をし、又は他の事由により売却不許可決定をするとき、最高価買受申出人又は買受人の申立てにより、引渡命令の執行までの間、その買受けの申出の額(金銭により第六十六条の保証を提供した場合においては、当該保証の額を控除した額)に相当する金銭を納付させ、又は代金を納付させて、次に掲げる保全処分又は公示保全処分を命ずることができる。

二十七 第一項の規定は、買受けの申出があつた後に第三十九条第一項第四号から第五号までに掲げる文書を提出する場合について準用する。

二十八 第一項の規定は、債務者又は不動産の占有者に対し、価格減少行為等をするおそれがあるときは、最高価買受申出人又は買受人の申立てにより、引渡命令の執行までの間、その買受けの申出の額(金銭により第六十六条の保証を提供した場合においては、当該保証の額を控除した額)に相当する金銭を納付させ、又は代金を納付させて、次に掲げる保全処分又は公示保全処分を命ずることができる。

二十九 第一項の規定は、債務者又は不動産の占有者に対し、少行為等を禁止し、又は一定の行為をすることを命ずる保全処分(執行裁判所が必要があると認めるときは、公示保全処分を含む。)を命ずることができる。

三十 第一項の規定は、債務者又は不動産の占有者に対し、少行為等を禁止し、又は一定の行為をすることを命ずる保全処分(執行裁判所が必要があると認めるときは、公示保全処分を含む。)を命ずること。

三十一 第一項の規定は、債務者又は不動産の占有者に対し、不動産に対する占有を解いて執行官に引き渡すことを命ずること。

三十二 第一項の規定は、債務者又は不動産の占有者に対し、不動産の保管をさせること。

三十三 第一項の規定は、債務者又は不動産の占有者に対し、不動産の移転を禁止することを命じ、及び不動産の使用を許すこと。

三十四 第一項の規定は、債務者又は不動産の占有者に対し、不動産の占有を停止すること。

三十五 第一項の規定は、債務者又は不動産の占有者に対し、不動産の占有を停止すること。

三十六 第一項の規定は、債務者又は不動産の占有者に対し、不動産の占有を停止すること。

三十七 第一項の規定は、債務者又は不動産の占有者に対し、不動産の占有を停止すること。

三十八 第一項の規定は、債務者又は不動産の占有者に対し、不動産の占有を停止すること。

三十九 第一項の規定は、債務者又は不動産の占有者に対し、不動産の占有を停止すること。

四十 第一項の規定は、債務者又は不動産の占有者に対し、不動産の占有を停止すること。

四十一 第一項の規定は、債務者又は不動産の占有者に対し、不動産の占有を停止すること。

四十二 第一項の規定は、債務者又は不動産の占有者に対し、不動産の占有を停止すること。

四十三 第一項の規定は、債務者又は不動産の占有者に対し、不動産の占有を停止すること。

四十四 第一項の規定は、債務者又は不動産の占有者に対し、不動産の占有を停止すること。

四十五 第一項の規定は、債務者又は不動産の占有者に対し、不動産の占有を停止すること。

四十六 第一項の規定は、債務者又は不動産の占有者に対し、不動産の占有を停止すること。

四十七 第一項の規定は、債務者又は不動産の占有者に対し、不動産の占有を停止すること。

四十八 第一項の規定は、債務者又は不動産の占有者に対し、不動産の占有を停止すること。

四十九 第一項の規定は、債務者又は不動産の占有者に対し、不動産の占有を停止すること。

五十 第一項の規定は、債務者又は不動産の占有者に対し、不動産の占有を停止すること。

五十一 第一項の規定は、債務者又は不動産の占有者に対し、不動産の占有を停止すること。

五十二 第一項の規定は、債務者又は不動産の占有者に対し、不動産の占有を停止すること。

五十三 第一項の規定は、債務者又は不動産の占有者に対し、不動産の占有を停止すること。

五十四 第一項の規定は、債務者又は不動産の占有者に対し、不動産の占有を停止すること。

五十五 第一項の規定は、債務者又は不動産の占有者に対し、不動産の占有を停止すること。

五十六 第一項の規定は、債務者又は不動産の占有者に対し、不動産の占有を停止すること。

五十七 第一項の規定は、債務者又は不動産の占有者に対し、不動産の占有を停止すること。

五十八 第一項の規定は、債務者又は不動産の占有者に対し、不動産の占有を停止すること。

五十九 第一項の規定は、債務者又は不動産の占有者に対し、不動産の占有を停止すること。

六十 第一項の規定は、債務者又は不動産の占有者に対し、不動産の占有を停止すること。

六十一 第一項の規定は、債務者又は不動産の占有者に対し、不動産の占有を停止すること。

六十二 第一項の規定は、債務者又は不動産の占有者に対し、不動産の占有を停止すること。

六十三 第一項の規定は、債務者又は不動産の占有者に対し、不動産の占有を停止すること。

六十四 第一項の規定は、債務者又は不動産の占有者に対し、不動産の占有を停止すること。

六十五 第一項の規定は、債務者又は不動産の占有者に対し、不動産の占有を停止すること。

六十六 第一項の規定は、債務者又は不動産の占有者に対し、不動産の占有を停止すること。

六十七 第一項の規定は、債務者又は不動産の占有者に対し、不動産の占有を停止すること。

六十八 第一項の規定は、債務者又は不動産の占有者に対し、不動産の占有を停止すること。

六十九 第一項の規定は、債務者又は不動産の占有者に対し、不動産の占有を停止すること。

七十 第一項の規定は、債務者又は不動産の占有者に対し、不動産の占有を停止すること。

七十一 第一項の規定は、債務者又は不動産の占有者に対し、不動産の占有を停止すること。

七十二 第一項の規定は、債務者又は不動産の占有者に対し、不動産の占有を停止すること。

七十三 第一項の規定は、債務者又は不動産の占有者に対し、不動産の占有を停止すること。

七十四 第一項の規定は、債務者又は不動産の占有者に対し、不動産の占有を停止すること。

七十五 第一項の規定は、債務者又は不動産の占有者に対し、不動産の占有を停止すること。

七十六 第一項の規定は、債務者又は不動産の占有者に対し、不動産の占有を停止すること。

七十七 第一項の規定は、債務者又は不動産の占有者に対し、不動産の占有を停止すること。

七十八 第一項の規定は、債務者又は不動産の占有者に対し、不動産の占有を停止すること。

七十九 第一項の規定は、債務者又は不動産の占有者に対し、不動産の占有を停止すること。

八十 第一項の規定は、債務者又は不動産の占有者に対し、不動産の占有を停止すること。

八十一 第一項の規定は、債務者又は不動産の占有者に対し、不動産の占有を停止すること。

八十二 第一項の規定は、債務者又は不動産の占有者に対し、不動産の占有を停止すること。

八十三 第一項の規定は、債務者又は不動産の占有者に対し、不動産の占有を停止すること。

八十四 第一項の規定は、債務者又は不動産の占有者に対し、不動産の占有を停止すること。

八十五 第一項の規定は、債務者又は不動産の占有者に対し、不動産の占有を停止すること。

八十六 第一項の規定は、債務者又は不動産の占有者に対し、不動産の占有を停止すること。

八十七 第一項の規定は、債務者又は不動産の占有者に対し、不動産の占有を停止すること。

八十八 第一項の規定は、債務者又は不動産の占有者に対し、不動産の占有を停止すること。

八十九 第一項の規定は、債務者又は不動産の占有者に対し、不動産の占有を停止すること。

九十 第一項の規定は、債務者又は不動産の占有者に対し、不動産の占有を停止すること。

九十一 第一項の規定は、債務者又は不動産の占有者に対し、不動産の占有を停止すること。

九十二 第一項の規定は、債務者又は不動産の占有者に対し、不動産の占有を停止すること。

九十三 第一項の規定は、債務者又は不動産の占有者に対し、不動産の占有を停止すること。

九十四 第一項の規定は、債務者又は不動産の占有者に対し、不動産の占有を停止すること。

九十五 第一項の規定は、債務者又は不動産の占有者に対し、不動産の占有を停止すること。

九十六 第一項の規定は、債務者又は不動産の占有者に対し、不動産の占有を停止すること。

九十七 第一項の規定は、債務者又は不動産の占有者に対し、不動産の占有を停止すること。

九十八 第一項の規定は、債務者又は不動産の占有者に対し、不動産の占有を停止すること。

九十九 第一項の規定は、債務者又は不動産の占有者に対し、不動産の占有を停止すること。

一百 第一項の規定は、債務者又は不動産の占有者に対し、不動産の占有を停止すること。

一百零一 第一項の規定は、債務者又は不動産の占有者に対し、不動産の占有を停止すること。

一百零二 第一項の規定は、債務者又は不動産の占有者に対し、不動産の占有を停止すること。

一百零三 第一項の規定は、債務者又は不動産の占有者に対し、不動産の占有を停止すること。

一百零四 第一項の規定は、債務者又は不動産の占有者に対し、不動産の占有を停止すること。

一百零五 第一項の規定は、債務者又は不動産の占有者に対し、不動産の占有を停止すること。

一百零六 第一項の規定は、債務者又は不動産の占有者に対し、不動産の占有を停止すること。

一百零七 第一項の規定は、債務者又は不動産の占有者に対し、不動産の占有を停止すること。

一百零八 第一項の規定は、債務者又は不動産の占有者に対し、不動産の占有を停止すること。

一百零九 第一項の規定は、債務者又は不動産の占有者に対し、不動産の占有を停止すること。

一百一〇 第一項の規定は、債務者又は不動産の占有者に対し、不動産の占有を停止すること。

一百一一 第一項の規定は、債務者又は不動産の占有者に対し、不動産の占有を停止すること。

一百一二 第一項の規定は、債務者又は不動産の占有者に対し、不動産の占有を停止すること。

一百一三 第一項の規定は、債務者又は不動産の占有者に対し、不動産の占有を停止すること。

一百一四 第一項の規定は、債務者又は不動産の占有者に対し、不動産の占有を停止すること。

一百一五 第一項の規定は、債務者又は不動産の占有者に対し、不動産の占有を停止すること。

一百一六 第一項の規定は、債務者又は不動産の占有者に対し、不動産の占有を停止すること。

一百一七 第一項の規定は、債務者又は不動産の占有者に対し、不動産の占有を停止すること。

一百一八 第一項の規定は、債務者又は不動産の占有者に対し、不動産の占有を停止すること。

一百一九 第一項の規定は、債務者又は不動産の占有者に対し、不動産の占有を停止すること。

一百二十 第一項の規定は、債務者又は不動産の占有者に対し、不動産の占有を停止すること。

一百二十一 第一項の規定は、債務者又は不動産の占有者に対し、不動産の占有を停止すること。

一百二十二 第一項の規定は、債務者又は不動産の占有者に対し、不動産の占有を停止すること。

一百二十三 第一項の規定は、債務者又は不動産の占有者に対し、不動産の占有を停止すること。

一百二十四 第一項の規定は、債務者又は不動産の占有者に対し、不動産の占有を停止すること。

一百二十五 第一項の規定は、債務者又は不動産の占有者に対し、不動産の占有を停止すること。

一百二十六 第一項の規定は、債務者又は不動産の占有者に対し、不動産の占有を停止すること。

一百二十七 第一項の規定は、債務者又は不動産の占有者に対し、不動産の占有を停止すること。

一百二十八 第一項の規定は、債務者又は不動産の占有者に対し、不動産の占有を停止すること。

一百二十九 第一項の規定は、債務者又は不動産の占有者に対し、不動産の占有を停止すること。

一百三十 第一項の規定は、債務者又は不動産の占有者に対し、不動産の占有を停止すること。

一百三十一 第一項の規定は、債務者又は不動産の占有者に対し、不動産の占有を停止すること。

一百三十二 第一項の規定は、債務者又は不動産の占有者に対し、不動産の占有を停止すること。

一百三十三 第一項の規定は、債務者又は不動産の占有者に対し、不動産の占有を停止すること。

一百三十四 第一項の規定は、債務者又は不動産の占有者に対し、不動産の占有を停止すること。

一百三十五 第一項の規定は、債務者又は不動産の占有者に対し、不動産の占有を停止すること。

の規定は前項の規定による決定について、同条第六項の規定は前項の申立て又はこの項において準用する同条第五項の申立てについての裁判について、同条第七項の規定はこの項において準用する同条第五項の規定による決定について、同条二の規定は前項第二号又は第三号に掲げる保全処分を命ずる決定について準用する。

（代金の納付） 売却許可決定が確定したときは、買受人は、裁判所書記官の定める期限までに代金を執行裁判所に納付しなければならない。

（代金の納付） 売却許可決定が確定したときは、買受人が買受けの申出の保証として提供した金銭及び前条第一項の規定により納付した金銭は、代金に充てる。

（代金の納付） 買受人が第六十三条第二項第一号又は第六十八条の二第二項の保証を金銭の納付以外の方法で提供しているときは、執行裁判所は、最高裁判所規則で定めるところによりこれを換価し、その換価代金から換価に要した費用を控除したものを代金に充てる。この場合において、換価に要した費用は、買受人の負担とする。

（代金の納付） 買受人は、売却代金から配当又は弁済を受けるべき債権者であるときは、売却許可決定が確定するまでに執行裁判所に申し出、配当又は弁済を受けるべき額を差し引いて代金を配当期日又は弁済の交付の日に納付することができる。ただし、配当期日において、買受人の受けべき配当の額について異議の申出があったときは、買受人は、当該配当期日から一週間以内に、異議に係る部分に相当する金銭を納付しなければならない。

（代金の納付） 裁判所書記官は、特に必要があると認めるときは、第一項の期限を変更することができる。

（代金の納付） 第一項又は前項の規定による裁判所書記官の処分に対しても、執行裁判所に異議を申し立てることができる。

（不動産の取得の時期） 第十条第六項前段及び第九項の規定は、前項の規定による異議の申立てがあつた場合について準用する。

（不動産の取得の時期） 第七十九条 買受人は、代金を納付した時に不動産を取得する。

（代金不納付の効果） 第八十一条 買受人が代金を納付しないときは、売却許可決定は、その効力を失う。この場合においては、買受人は、第六十六条の規定により提供した保証の返還を請求することができない。

2 前項前段の場合において、次順位買受けの申出があるときは、執行裁判所は、その申出について売却の許可又は不許可の決定をしなければならない。

（法定地上権）

の所有に属する場合において、その土地又は建物の差押えがあり、その売却により所有者を異にするに至ったときは、その建物について、地上権が設定されたものとみなす。この場合においては、地代は、当事者の請求により、裁判所が定める。

（代金納付による登記の嘱託） 第八十二条 買受人が代金を納付したときは、裁判所書記官は、次に掲げる登記及び登記の抹消を嘱託しなければならない。

1 買受人の取得した権利の移転の登記
2 売却により消滅した権利又は売却により効力を失つた権利の取得若しくは仮処分に係る登記の抹消

3 差押え又は仮差押えの登記の抹消
4 買受人及び買受人から不動産の上に抵当権の設定を受けようとする者が、最高裁判所規則で定めるところにより、代金の納付の時までに申出をしたときは、前項の規定による嘱託は、登記の申請の代理を業とすることができる者で申出人の指定するものに嘱託情報を提供して登記所に提供させる方法によつてしなければならない。この場合において、申出人の指定する者は、遅滞なく、その嘱託情報を登記所に提供しなければならない。

5 第一項の規定による嘱託をするには、その嘱託情報を併せて売却許可決定があつたことを証する情報を提供しなければならない。

6 第一項又は前項の規定による裁判所書記官の処分に対しても、執行裁判所に異議を申し立てることができる。

（引渡命令） 第八十三条 執行裁判所は、代金を納付した買受人の申立てにより、債務者又は不動産の占有者に対し、不動産を買受人に引き渡すべき旨を命ずることができる。ただし、事件の記録上買受人に対抗することができる権原により占有していると認められる者に対しては、この限りでない。

（引渡命令の配当等の実施） 第八十四条 執行裁判所は、代金の納付があつた場合に、次項に規定する場合を除き、配当表に基づいて配当を実施しなければならない。

7 第一項の規定による嘱託を要する登録免許税の額を記載しなければならない。

8 第一項の規定による嘱託をするには、その嘱託文に規定する事項を定めるため必要があると認められるときは、出頭した債権者及び債務者を審尋し、かつ、即時に取り調べることができる書証又は電磁的記録に記録された情報の内容の取調べをすることができる。

9 第一項の規定により同項本文に規定する事項（同項ただし書に規定する場合は、配当の順位及び額を除く。）が定められたときは、裁判所書記官は、配当期日において、配当表を作成しなければならない。

10 第一項の規定により同項本文に規定する事項（同項ただし書に規定する場合は、配当の順位及び額を除く。）が定められたときは、裁判所書記官は、配当期日において、配当表を作成しなければならない。

11 第一項の規定により同項本文に規定する事項（同項ただし書に規定する場合は、配当の順位及び額を除く。）が定められたときは、裁判所書記官は、配当期日において、配当表を作成しなければならない。

12 第一項の規定により同項本文に規定する事項（同項ただし書に規定する場合は、配当の順位及び額を除く。）が定められたときは、裁判所書記官は、配当期日において、配当表を作成しなければならない。

13 第一項の規定により同項本文に規定する事項（同項ただし書に規定する場合は、配当の順位及び額を除く。）が定められたときは、裁判所書記官は、配当期日において、配当表を作成しなければならない。

14 第一項の規定により同項本文に規定する事項（同項ただし書に規定する場合は、配当の順位及び額を除く。）が定められたときは、裁判所書記官は、配当期日において、配当表を作成しなければならない。

15 第一項の規定により同項本文に規定する事項（同項ただし書に規定する場合は、配当の順位及び額を除く。）が定められたときは、裁判所書記官は、配当期日において、配当表を作成しなければならない。

16 第一項の規定により同項本文に規定する事項（同項ただし書に規定する場合は、配当の順位及び額を除く。）が定められたときは、裁判所書記官は、配当期日において、配当表を作成しなければならない。

17 第一項の規定により同項本文に規定する事項（同項ただし書に規定する場合は、配当の順位及び額を除く。）が定められたときは、裁判所書記官は、配当期日において、配当表を作成しなければならない。

あつては、九月）を経過したときは、前項の申立てをすることができない。

2 第一項の申立てについての裁判に対してもは、その効力を生じない。

3 第一項の規定による決定は、確定しなければならない。

4 第一項の申立てについての裁判に対してもは、その効力を生じない。

5 第一項の規定による決定は、確定しなければならない。

6 第一項の規定による決定は、確定しなければならない。

7 第一項の規定による決定は、確定しなければならない。

8 第一項の規定による決定は、確定しなければならない。

9 第一項の規定による決定は、確定しなければならない。

10 第一項の規定による決定は、確定しなければならない。

11 第一項の規定による決定は、確定しなければならない。

12 第一項の規定による決定は、確定しなければならない。

13 第一項の規定による決定は、確定しなければならない。

14 第一項の規定による決定は、確定しなければならない。

15 第一項の規定による決定は、確定しなければならない。

16 第一項の規定による決定は、確定しなければならない。

17 第一項の規定による決定は、確定しなければならない。

3 代金の納付後に第三十九条第一項第一号から第六号までに掲げる文書の提出があつた場合において、他に売却代金の配当又は弁済金の交付による決定による決定をする場合には、その者を審尋しなければならない。ただし、事件の記録上その者が買受人に対抗することができる権者（以下「配当等」という。）を受けるべき債権者があるときは、執行裁判所は、その債権者のために配当等を実施しなければならない。

4 代金の納付後に第三十九条第一項第七号又は第八号に掲げる文書の提出があつた場合においても、執行裁判所は、配当等を実施しなければならない。

5 第一項の規定による嘱託をするには、その効力を生じない。

6 第一項の規定による嘱託をするには、その効力を生じない。

7 第一項の規定による嘱託をするには、その効力を生じない。

8 第一項の規定による嘱託をするには、その効力を生じない。

9 第一項の規定による嘱託をするには、その効力を生じない。

10 第一項の規定による嘱託をするには、その効力を生じない。

11 第一項の規定による嘱託をするには、その効力を生じない。

12 第一項の規定による嘱託をするには、その効力を生じない。

13 第一項の規定による嘱託をするには、その効力を生じない。

14 第一項の規定による嘱託をするには、その効力を生じない。

15 第一項の規定による嘱託をするには、その効力を生じない。

16 第一項の規定による嘱託をするには、その効力を生じない。

17 第一項の規定による嘱託をするには、その効力を生じない。

18 第一項の規定による嘱託をするには、その効力を生じない。

19 第一項の規定による嘱託をするには、その効力を生じない。

20 第一項の規定による嘱託をするには、その効力を生じない。

21 第一項の規定による嘱託をするには、その効力を生じない。

22 第一項の規定による嘱託をするには、その効力を生じない。

いて準用する。この場合において、第八十四条第三項及び第四項中「代金の納付後」とあるのは、「第七百七条第一項の期間の経過後」と読み替えるものとする。

第二章 各種二十一の算用丸子

(船舶執行の方法)
第一百十二条 総トン数二十トン以上の船舶（端舟その他ろかい又は主としてろかいをもつて運転する船を除く。以下この節及び次章において「船舶」という。）に対する強制執行（以下「船舶執行」という。）は、強制競売の方法により行う。
(執行裁判所)
第一百十三条 船舶執行については、強制競売の開始決定の時の船舶の所在地を管轄する地方裁判所が、執行裁判所として管轄する。
(開始決定等)

したことを証する文書を提出しないときは、その船舶国籍証書等を債務者に返還しなければならない。

5 第一項の規定による決定に対しても、即時抗告をすることができる。

6 前項の即時抗告は、執行停止の効力を有しない。

7 第五十五条第八項から第十項までの規定は、第一項の規定による決定について準用する。

(保管人の選任等)

第一百六十六条 執行裁判所は、差押債権者の申立てにより、必要があると認めるときは、強制競売の開始決定がされた船舶について保管人を選任する。

第一百八十九条 執行裁判所は、強制競売の開始決定がされた船舶が管轄区域外の所在地に存在することとなつた場合には、船舶の所在地を管轄する地方裁判所に事由と申立てにより、船舶の航行を許可することができる。

第二百一十条 前項の申立てについての裁判に対しては、執行抗告をすることができる。

第三百一十一条 第一項の規定による決定は、確定しなければその効力を生じない。

(事件の移送)

により開始する。

2 動産執行においては、執行官は、差押債権者のためにその債権及び執行費用の弁済を受領することができる。

(債務者の占有する動産の差押え)

2 第百二十三条 債務者の占有する動産の差押えは、執行官がその動産を占有して行う。

執行官は、前項の差押えをするに際し、債務者の住居その他債務者の占有する場所に立ち入り、その場所において、又は債務者の占有する金庫その他の容器について目的物を捜索することができる。この場合において、必要があるときは、閉鎖した戸及び金庫その他の容器を開くため必要な処分をすことができる。

執行官は、相当であると認めるときは、債務

航行に付し、船舶の国籍を記す文書(以下「船舶の国籍証書等」という)を取り上げて執行裁判所に提出すべきことを命じなければならぬ。ただし、その開始決定前にされた開始決定により船舶国籍証書等が取り上げられているときは、執行官に対する命令を要しない。強制競売の開始決定においては、債権者のたゞの旨白紙に差し立てての旨に宣言し、債権者の旨

用（第四項において準用する第二条第一項の
報酬を含む。）は、手続費用とする。

3 第一項の申立てについての決定に対しても、
執行抗告をすることができる。

4 第九十四条第二項、第九十六条及び第九十九
条から第一百三条までの規定は、第一項の保管人
について準用する。

（保証の提供による強制競売の手続の取消し）

第百七十二条 告甲責務者の責務につれて、第三十

（船舶国籍証書等の取上げができる場合の強制競売の手続の取消し）
第二百二十条 執行官が強制競売の開始決定の発せられた日から二週間以内に船舶国籍証書等を取り上げることができないときは、執行裁判所は、強制競売の手続を取り消さなければならぬ。
（不動産に対する強制競売の規定の準用）

3 執行官は、相当であると認めるときは、債務者に差し押された動産（以下「差押物」といいう。）を保管させることができる。この場合においては、差押えは、差押物について封印その他の方法で差押えの表示をしたときに限り、その効力を有する。

4 執行官は、前項の規定により債務者に差押物を保管させる場合において、相当であると認めるとときは、その使用を許可することができる。

5 執行官は、必要があると認めるときは、第三項の規定により債務者に保管させた差押物を自

3 強制競売の開始決定の送達又は差押えの登記前に執行官が船舶国籍証書等を取り上げたときは、差押えの効力は、その取上げの時に生ずる。
(船舶執行の申立て前の船舶国籍証書等の引渡し)

出されている場合において、債務者が差押債権者及び保証の提供の時（配当要求の終期後については、その終期）までに配当要求をした債権者の債権及び執行費用の総額に相当する保証を買受けの申し出前に提供したときは、執行裁判所は、申立てにより、配当等の手続を除き、強制競売の手続を省略する（法第22条第2項）。

第一百二十二条 前款第二目(第四十五条第一項、第四十六条第二項、第四十八条、第五十四条、第五十五条第一項第二号、第五十六条、第六十四条の二、第六十五条の二、第六十八条の四、第七十一条第五号、第八十一条及び第八十二条を除く。)の規定は船舶執行について、第四十八条、第五十四条及び第八十二条の規定は船舶執行法(月台三十二年法律第四十、号)第一条に規定

項の規定により債務者に保管させた差押物を自ら保管し、又は前項の規定による許可を取り消すことができる。
(債務者以外の者の占有する動産の差押え)
第二百二十四条 前条第一項及び第三項から第五項までの規定は、債権者又は提出を拒まない第三者の占有する動産の差押えについて準用する。
(二重差押えの禁止及び事件の併合)
第一百二十五条 執行官は、差押物又は仮差押えの

第一百五十九条 船舶航行の申立て前に船舶国籍証書等を取り上げなければ船舶執行が著しく困難となるおそれがあるときは、その船舶の船籍の所在地（船籍のない船舶については、最高裁判所の指定する地）を管轄する地方裁判所は、申立てにより、債務者に對し、船舶国籍証書等を執行官に引き渡すべき旨を命ぜることができる。急迫の事情があるときは、船舶の所在地を管轄する地方裁判所も、この命令を發することがで
まる。

2 募集手続を取り消さなければならぬ
前項に規定する文書の提出による執行停止が
その効力を失つたときは、執行裁判所は、同項
の規定により提供された保証について、同項の
債権者のために配当等を実施しなければならな
い。この場合において、執行裁判所は、保証の
提供として供託された有価証券を取り戻すこと
ができる。

3 第一項の申立てを却下する裁判に対しても、
執行抗告をすることができる。

4 第十二条の規定は、第一項の規定による決定
については適用しない。

八条 第五十四条及び第八十二条の規定に船舶法(明治三十二年法律第四十六号)第一条に規定する日本船舶に対する強制執行について、それぞれ準用する。この場合において、第五十一条第一項中「第一百八十一條第一項各号に掲げる文書」とあるのは「文書」と、「一般の先取特権」とあるのは「先取特権」と読み替えるものとする。

第三款 動産に対する強制執行

(動産執行の開始等)

第一百二十二条 動産(登記することができない土地の定着物、土地から分離する前の天然果実等)に対する。

第二百二十五条 執行官は、差押物又は仮差押えの執行をした動産を更に差し押さえることができない。
2 差押えを受けた債務者に対しその差押えの場所について更に動産執行の申立てがあつた場合においては、執行官は、まだ差し押さえていなければ動産があるときはこれを差し押さえ、差し押さえるべき動産がないときはその旨を明らかにして、その動産執行事件と先の動産執行事件と併合しなければならない。仮差押えの執行を

3 第一項の申立てをするには、執行力のある債務名義の正本を提示し、かつ、同項に規定する事由を説明しなければならない。

5 第十五条の規定は第一項の保証の提供について、第七十八条第三項の規定は第一項の保証が金銭の供託以外の方で提供されている場合の換価について準用する。
(航行許可)

一月以内に収穫することが確実であるもの及び裏書の禁止されている有価証券以外の有価証券を含む。以下この節、次章及び第四章において同じ。に対する強制執行（以下「動産執行」という。）は、執行官の目的物に対する差押えにより開始する。

接信
元

五条の規定は第一項の保証の提供について、七十八条第三項の規定は第一項の保証が供託以外の方法で提供されている場合について準用する。
（許可）

2
一月以内に収穫することが確実であるもの及び裏書の禁止されている有価証券以外の有価証券を含む。(以下この節、次章及び第四章において同じ。)に対する強制執行(以下「動産執行」という。)は、執行官の目的物に対する差押をにより開始する。
動産執行においては、執行官は、差押債権者のためにその債権及び執行費用の弁済を受領する

四

内に収穫することが確実であるもの及び
宗止されている有価証券以外の有価証券
以下この節、次章及び第四章において
に対する強制執行（以下「動産執行」
）は、執行官の目的物に対する差押さえ
開始する。
執行においては、執行官は、差押債権者
にその債権及び執行費用の弁済を受領す
ができる。

受けた債務者に対しその執行の場所について更に動産執行の申立てがあつたときも、同様とする。

前項前段の規定により二個の動産執行事件が併合されたときは、後の事件において差し押さえられた動産は、併合の時に、先の事件において差し押さえられたものとみなし、後の事件の申立てでは、配当要求の効力を生ずる。先の差押債権者が動産執行の申立てを取り下げたとき、又はその申立てに係る手続が停止され、若しくは取り消されたときは、先の事件において差し押さえられた動産は、併合の時に、後の事件のために差し押さえられたものとみなす。

第二項後段の規定により仮差押執行事件と動産執行事件とが併合されたときは、仮差押えの執行がされた動産は併合の時に、動産執行事件において差し押さえられたものとみなし、仮差押執行事件の申立ては、配当要求の効力を生ずる。差押債権者が動産執行の申立てを取り下げたとき、又はその申立てに係る手続が取り消されたときは、動産執行事件において差し押さえられた動産は、併合の時に、仮差押執行事件において仮差押えの執行がされたものとみなす。

(差押えの効力が及ぶ範囲)

第一百一十六条 差押えの効力は、差押物から生ずる天然の產出物に及ぶ。

(差押物の引渡命令)

差押物を第三者が占有することとなつたときは、執行裁判所は、差押債権者の申立てにより、その第三者に対し、差押物を執行官に引き渡すべき旨を命ずることができる。

前項の申立ては、差押物を第三者が占有していることを知つた日から一週間以内にしなければならない。

第一項の申立てについての裁判に対する執行抗告をすることができる。

第五十五条第八項から第十項までの規定は、第一項の規定による決定について準用する。

(超過差押えの禁止等)

第一百一十七条 動産の差押えは、差押債権者の債権及び執行費用の弁済に必要な限度を超えてはならない。

(剩余を生ずる見込みのない場合の差押えの禁止等)

第一百一十九条 差し押さえるべき動産の売得金の額が手続費用の額を超える見込みがないときは、執行官は、差押えをしてはならない。

差押物の売得金の額が手続費用及び差押債権者の債権に優先する債権の額の合計額以上となる見込みがないときは、執行官は、差押えを取り消さなければならない。

(売却の見込みのない差押物の差押えの取消し)

第一百三十条 差押物について相当な方法による売却の実施をしてもなお売却の見込みがないときは、執行官は、その差押物の差押えを取り消すことができる。

(差押禁止動産)

第一百三十二条 次に掲げる動産は、差し押さえてはならない。

- 1 債務者等の生活に欠くことができない衣服、寝具、家具、台所用具、畳及び建具
- 2 債務者等の一月間の生活に必要な食料及び燃料
- 3 標準的な世帯の二月間の必要生計費を勘案して政令で定める額の金銭
- 4 主として自己の労力により農業を営む者の農業に欠くことができない器具、肥料、労役の用に供する家畜及びその飼料並びに次の収穫まで農業を続行するために欠くことができる種子その他これに類する農産物

主として自己の労力により漁業を営む者の水産物の採捕又は養殖に欠くことができない漁網その他の漁具、えさ及び稚魚その他これに類する水産物

技術者、職人、労務者その他の主として自己の知的又は肉体的な労働により職業又は営業に従事する者(前二号に規定する者を除く。)のその業務に欠くことができない器具その他の物(商品を除く。)

七 実印その他の印で職業又は生活に欠くことができないもの

八 仏像、位牌その他礼拝又は祭祀に直接供するため欠くことができない物

九 債務者に必要な系譜、日記、商業帳簿及びこれらに類する書類

十 債務者又はその親族が受けた勲章その他の名譽を表章する物

十一 債務者等の学校その他の教育施設における学習に必要な書類及び器具

(十二 発明又は著作に係る物で、まだ公表していないもの)

十三 債務者等に必要な義手、義足その他の身体の補足に供する物

十四 建物その他の工作物について、災害の防止又は保安のため法令の規定により設備しなければならない消防用の機械又は器具、避難器具その他の備品

(差押禁止動産の範囲の変更)

第一百三十三条 執行裁判所は、申立てにより、債務者及び債権者の生活の状況その他の事情を考慮して、差押えの全部若しくは一部の取消しを命じ、又は前条各号に掲げる動産の差押えを許すことができる。

事情の変更があつたときは、執行裁判所は、申立てにより、前項の規定により差押えが取り消された動産の差押えを許し、又は同項の規定による差押えの全部若しくは一部の取消しを命じることができる。

前二項の規定により差押えの取消しの命令を求める申立てがあつたときは、執行裁判所は、その裁判が効力を生ずるまでの間、担保を立てさせ、又は立てさせて強制執行の停止を命ずることができる。

第一項又は第二項の申立てを却下する決定及びこれらの規定により差押えを許す決定に対しては、執行抗告をすることができる。

第三項の規定による決定に対しては、不服を申し立てることができない。

(先取特権者等の配当要求)

第一百三十四条 執行官は、差押物を売却するにその権利を証する文書を提出して、配当要求をすることができる。

第一百三十五条 第六十五条及び第六十八条の規定による差押えの禁止等の規定は、(手形等の提示義務)

期間の始期が到来したときは、債務者に代わって手形等の提示等をしなければならない。(執行停止中の売却)

第一百三十七条 第三十九条第一項第七号又は第八号に掲げる文書の提出があつた場合において、差押物について著しい価額の減少を生ずるおそれがあるとき、又はその保管のために不相応な費用を要するときは、執行官は、その差押物を売却することができる。

2 執行官は、前項の規定により差押物を売却したときは、その売得金を供託しなければならない。

(有価証券の裏書等)

第一百三十八条 執行官は、有価証券を売却したときは、買受人のために、債務者に代わって裏書又は名義書換えに必要な行為をすることができる。(執行官による配当等の実施)

第一百三十九条 債権者が一人である場合又は債権者が二人以上であつて売得金、差押金額若しくは手形等の支払金(以下「売得金等」という。)で各債権者の債権及び執行費用の全部を弁済することができる場合には、執行官は、債権者に弁済金を交付し、剩余金を債務者に交付する。

前項に規定する場合を除き、売得金等の配当について債権者間に協議が調つたときは、執行官は、その協議に従い配当を実施する。

前項の協議が調わないとときは、執行官は、その事情を執行裁判所に届け出なければならない。

2 前項に規定する場合を除き、売得金等の配当について債権者間に協議が調つたときは、執行官は、その協議に従い配当を実施する。

3 前項の規定は、第一項又は第二項の規定により配当等を受けるべき債権者の範囲

4 第八十四条第三項及び第四項並びに第八十八条の規定は、第一項又は第二項の規定により配当等を実施する場合について準用する。

(配当等を受けるべき債権者の範囲)

第一百四十条 配当等を受けるべき債権者は、差押債権者のほか、売得金については執行官がその交付を受けるまで(第百三十七条又は民事保全法第四十九条第三項の規定により供託された売得金については、動産執行が続行されることとなるまで)に、差押金についてはその差押えをするまでに、手形等の支払金についてはその支払を受けるまでに配当要求をした債権者とする。

(執行官の供託)

第一百四十二条 第百三十九条第一項又は第二項の規定により配当等を実施する場合において、配当等を受けるべき債権者の債権について次に掲

げる事由があるときは、執行官は、その配当等の額に相当する金銭を供託し、その事情を執行裁判所に届け出なければならない。

一 停止条件付又は不確定期限付であるとき。

二 仮差押債権者の債権であるとき。

三 第三十九条第一項第七号又は第二百九十二条において準用する第二百八十三条第一項第二号ホに掲げる文書が提出されているとき。

四 その債権に係る先取特権又は質権の実行を行一時禁止する裁判の正本が提出されているとき。

五 執行官は、配当等の受領のために出頭しなかつた債権者に対する配当等の額に相当する金錢を供託しなければならない。

(執行裁判所による配当等の実施)

第二百四十二条 執行裁判所は、第二百三十九条第三項の規定による届出があつた場合には直ちに、

前条第一項の規定による届出があつた場合には供託の事由が消滅したときに、配当等の手続を実施しなければならない。

2 第八十四条、第八十五条及び第八十八条から第九十二条までの規定は、前項の規定により執行裁判所が実施する配当等の手続について準用する。

第四款 債権及びその他の財産権に対する強制執行

第一回 債権執行等

(債権執行の開始)

第二百四十三条 金銭の支払又は船舶若しくは動産の引渡しを目的とする債権(動産執行の目的となる有価証券が発行されている債権を除く。以下この節において「債権」という。)に対する強制執行(第二百六十七条の二第二項に規定する少額訴訟債権執行を除く。以下この節において「債権執行」という。)は、執行裁判所の差押命令により開始する。

(執行裁判所)

第二百四十四条 債権執行については、債務者の普通裁判籍の所在地を管轄する地方裁判所が、この普通裁判籍がないときは差し押さえるべき債権の所在地を管轄する地方裁判所が、執行裁判所として管轄する。

2 差し押さえるべき債権は、その債権の債務者(以下「第三債務者」という。)の普通裁判籍の所在地位あるものとする。ただし、船舶又は動産の引渡しを目的とする債権及び物上の担保権により担保される債権は、その物の所在地にあるものとする。

(第三債務者の陳述の催告)

第二百四十五条 債権執行は、差押命令を取り消すことができる。

(差押えの範囲)

第二百四十六条 執行裁判所は、差し押さえるべき債権の全部について差押命令を発することができる。

2 差し押さえた債権の価額が差押債権者の債権及び執行費用の額を超えるときは、執行裁判所

は、他の債権を差し押さえてはならない。

(第三債務者の申立てがあるとき)

第二百四十七条 差押債権者の申立てがあるときは、裁判所書記官は、差押命令を送達するに際

し、第三債務者に対し、差押命令の送達の日か

ら二週間以内に差押えに係る債権の存否その他

の最高裁判所規則で定める事項について陳述す

き。又は不実の陳述をしたときは、これによつて生じた損害を賠償する責めに任ずる。

(債権証書の引渡し)

第二百四十八条 差押えに係る債権について証書があるときは、債務者は、差押債権者に対し、そ

の証書を引き渡さなければならない。

2 差押債権者は、差押命令に基づいて、第二百六十九条に規定する動産の引渡しの強制執行の方

法により前項の証書の引渡しを受けることができる。

(差押債権者の申立て)

第二百四十九条 差押えが一部競合した場合の効力

2 債権の一部が差し押さえられ、又は仮差押えの執行を受けた場合において、その

残余の部分を超えて差押命令が発せられたときは、各差押えは仮差押えの執行の効力は、そ

の債権の全部に及ぶ。債権の全部が差し押さえられ、又は仮差押えの執行を受けた場合において、その債権の一部について差押命令が発せられたときのその差押えの効力も、同様とする。

(先取特権等によって担保される債権の差押えの登記等の嘱託)

第二百五十条 登記又は登録(以下「登記等」とい

う。)のされた先取特権、質権又は抵当権によ

つて担保される債権に対する差押命令が効力を生じたときは、裁判所書記官は、申立てによ

り、その債権について差押えがされた旨の登記等を嘱託しなければならない。

(継続的給付の差押え)

第二百五十二条 次に掲げる債権については、その

支払期に受けべき給付の四分の三に相当する

部分(その額が標準的な世帯の必要生計費を勘

案して政令で定める額を超えるときは、政令で

定める額に相当する部分)は、差し押さえては

ならない。

2 債務者が国及び地方公共団体以外の者から

生計を維持するためには、その給付を受ける継続的給

付に係る債権

一 給料、賃金、俸給、退職年金及び賞与並び

にこれらの性質を有する給与に係る債権

2 退職手当及びその性質を有する給与に係る債

権については、その給付の四分の三に相当する

部分は、差し押さえてはならない。

3 債務者が前条第一項各号に掲げる義務に係る

金銭債権(金銭の支払を目的とする債権をい

う。以下同じ。)を請求する場合における前二

項の規定の適用については、前二項中「四分の

三」とあるのは、「三分の一」とする。

(差押禁止債権の範囲の変更)

第二百五十三条 執行裁判所は、申立てにより、債

務者及び債権者の生活の状況その他の事情を考

慮して、差押命令の全部若しくは一部を取り消

し、又は前条の規定により差し押さえではない債権の部分について差押命令を全部取り消す

ことができる。

2 事情の変更があつたときは、執行裁判所は、

申立てにより、前項の規定により差押命令が取

り消された債権を差し押さえ、又は同項の規定

による差押命令の全部若しくは一部を取り消す

ことができる。

3 前二項の申立てがあつたときは、執行裁判所は、

その裁判が効力を生ずるまでの間、担保を立

立てさせ、又は立てさせないで、第三債務者に

二 民法第七百六十条の規定による婚姻から生ずる費用の分担の義務

三 民法第七百六十六条规定(同法第七百四十九条、第七百七十一一条及び第七百八十八条规定(子の監護に関する義務

四 民法第八百七十七条から第八百八十条までに規定する扶養の義務

対し、支払その他の給付の禁止を命ずることができる。

4 第一項又は第二項の規定による差押命令の取消しの申立てを却下する決定に対しては、執行抗告をすることができる。

5 第二項の規定による決定に對しては、不服を申し立てることができない。

（配当要求） 執行力のある債務名義の正本を有する債権者及び文書により先取特權を有する債権者とを証明した債権者は、配当要求をすることができる。

第六百五十四条 執行力のある債務名義の正本を有する債権者及び文書により先取特權を有する債権者とを証明した債権者は、配当要求をすることができる。

2 前項の配当要求があつたときは、その旨を記載した文書は、第三債務者に送達しなければならない。

3 配当要求を却下する裁判に對しては、執行抗告をすることができる。

（差押債権者の金銭債権の取立て）

第二百五十五条 金銭債権を差し押さえた債権者は、債務者に対して差押命令が送達された日から一週間を経過したときは、その債権を取り立てることができる。ただし、差押債権者の債権及び執行費用の額を超えて支払を受けることができない。

2 差し押さえられた金銭債権が第二百五十二条第一項各号に掲げる債権又は同条第二項に規定する債権である場合（差押債権者の債権に第二百五十二条第一項各号に掲げる義務に係る金銭債権が含まれているときを除く。）における前項の規定の適用については、同項中「一週間」とあるのは、「四週間」とする。

3 差押債権者が第三債務者から支払を受けたときは、その債権を取り立てることとなつた日（前項の規定により金銭債権を取り立てることとなつた日においては、差押債権者の債権の限度で、弁済されたものとみなす。）から四週間にわたり立てることができる。

4 差押債権者は、前項の支払を受けたときは、直ちに、その旨を執行裁判所に届け出なければならぬ。

5 差押債権者は、第一項の規定により金銭債権を取り立てることができることとなつた日（前項の規定又はこの項の規定による届け出をした場合においては、最後に当該届出をした日。次項において同じ。）から第三項の支払を受けることなく二年を経過したときは、同項の支払を受けていない旨を執行裁判所に届け出なければならない。

6 第一項の規定により金銭債権を取り立てることができることとなつた日から二年を経過した

後四週間以内に差押債権者が前二項の規定による届出をしないときは、執行裁判所は、差押命令を取り消す旨の決定の告知を受けてから一週間の不

変期間内に第四項の規定による届出（差し押さえられた金銭債権の全部の支払を受けた旨の届出を除く。）又は第五項の規定による届出をしたときは、当該決定は、その効力を失う。

7 差押債権者が第五項の規定による届出（差し押さえられた金銭債権の全部の支払を受けた旨の届出を除く。）又は第五項の規定による届出については、第五項の規定による届出があつたものとみなす。

（第三債務者の供託）

（債権者の損害賠償）

（強制執行又は競売において、前項に規定する債権の原告が配当等を受けるべきときは、その配当等の額に相当する金銭は、供託しなければならない。）

（執行裁判所に第三項の支払を受けていな

い旨の届出をしたときは、第五項及び第六項の規定の適用については、第五項の規定による届出があつたものとみなす。

（第五項の規定による届出）

（第三債務者の供託）

4 前条第二項又は第三項の規定により供託の義務を負う第三債務者に対する取立て訴訟において、原告の請求を認容するときは、受訴裁判所は、請求に係る金銭の支払は供託の方法によりすべき旨を判決の主文に掲げなければならぬ。

5 強制執行又は競売において、前項に規定する債権の原告が配当等を受けるべきときは、その配当等の額に相当する金銭は、供託しなければならない。

（強制執行又は競売）

命令に係る金銭債権が存する限り、その券面額で、転付命令が第三債務者に送達された時に弁済されたものとみなす。

（譲渡命令等）

第六百六十二条 差押された債権が、条件付若しくは期限付であるとき、又は反対給付に係ることその他の事由によりその取立てが困難であるときは、執行裁判所は、差押債権者の申立てにより、その債権を執行裁判所が定めた価額で支払に代えて差押債権者に譲渡する命令（以下「譲渡命令」という。）取立てに代えて、執行裁判所の定める方法によりその債権の売却を行ふ。又は管理人を選任してその債権の管理を執行官に命ずる命令（以下「売却命令」という。）

（譲渡命令）

九十九条から第一百四条まで並びに第一百六条から第一百十条までの規定は管理命令に基づく管理について、それぞれ準用する。この場合において、第八十四条第三項及び第四項中「代金の納付後」とあるのは、「第一百六十二条第七項において準用する第一百七条第一項の期間の経過後」と読み替えるものとする。

(供託命令)

第一百六十二条 次の各号のいずれかに掲げる

場合には、執行裁判所は、差押債権者の申立てにより、差押えに係る金銭債権の全額に相当する金銭を債務の履行地の供託所に供託すべきことを第三債務者に命ずる命令(以下この条及び第一百六十七条第十において「供託命令」という。)を発することができる。

一 差押債権者は又はその法定代理人の住所又は

氏名について第二十条において準用する民事

訴訟法第一百三十三条第一項の決定がされたと

二 債務名義に民事訴訟法第一百三十三条第五項

(他の法律において準用する場合を含む。)の規定により定められた差押債権者は又はその法

定代理人の住所又は氏名に代わる事項が表示

されているとき。

2 供託命令は、第三債務者に送達しなければな

らない。

3 第一項の申立てを却下する決定に対しても、

執行抗告をすることができる。

4 供託命令に対しては、不服を申し立てること

ができる。 (船舶の引渡請求権の差押命令の執行)

債権者は、債務者に対する差押命令が送達された日から一週間を経過したときは、第三債務者に対し、船舶の所在地を管轄する地方裁判所の選任する保管人にその船舶を引き渡すべきことを請求することができる。

2 前項の規定により保管人が引渡しを受けた船

舶の強制執行は、船舶執行の方法により行う。

3 第一項に規定する保管人が船舶の引渡しを受けた場合において、その船舶について強制競売の開始決定がされたときは、その保管人は、第

百六十二条第一項の規定により選任された保管人とみなす。 (動産の引渡請求権の差押命令の執行)

第一百六十三条 動産の引渡請求権を差し押さえた債権者は、債務者に対して差押命令が送達され

た日から一週間を経過したときは、第三債務者に對し、差押債権者の申立てを受けた執行官にその動産を引き渡すべきことを請求することができる。

第一百六十四条 第百五十条に規定する債権につい

て、転付命令若しくは譲渡命令が効力を生じたとき、又は売却命令による売却が終了したときは、裁判所書記官は、申立てにより、その債権を取得した差押債権者は又は買受人のために先取特權、質権又は抵当権の移転の登記等を嘱託し、及び同条の規定による登記等の抹消を嘱託しなければならない。

2 前項の規定による嘱託をする場合(次項に規定する場合を除く。)においては、嘱託書に、

転付命令若しくは譲渡命令の正本又は売却命令に基づく売却について執行官が作成した文書の謄本を添付しなければならない。

3 第一項の規定による嘱託をする場合においては、不動産登記法(平成十六年法律第百二十三号)第十六条第二項(他の法令において準用する場合を含む。)において準用する同法第十八条の規定による嘱託をするときは、その嘱託情報と併せて転付命令若しくは譲渡命令があつたことを証する情報又は売却命令に基づく売却について執行官が作成した文書の内容を証する情報

を提供しなければならない。

4 第一項の規定による嘱託を要する登録免許税

は買受人の負担とする。

5 第百五十条の規定により登記等がされた場合

において、差し押さえられた債権又は同条第二項に規定する債

権である場合(差押債権者(数人あるときは、そのうち少なくとも一人以上)の債権に第一百五十二条の二第一項各号に掲げる義務に係る金銭

債権が含まれているときを除く。)には、債務者に対して差押命令が送達された日から四週間を経過するまでは、配当等を実施してはならない。

(その他の財産権に対する強制執行)

第一百六十七条 不動産、船舶、動産及び債権以外の財産権(以下この条において「その他の財産権」という。)に対する強制執行については、特別の定めがあるもののほか、債権執行の例によ

る。

2 前項の規定による嘱託に要する登録免許税

その他の費用は、同項に規定する差押債権者又

は供託があつたことを証する文書が提出され

たときは、裁判所書記官は、申立てにより、そ

の登記等の抹消を嘱託しなければならない。

債権執行の申立てが取り下げられたとき、又は差押命令の取消決定が確定したときも、同様とす

る。

3 前項の規定による嘱託に要する登録免許税そ

の他の費用は、同項前段の場合にあつては債務

者の負担とし、同項後段の場合にあつては差押

債権者の負担とする。

(配当等を受けるべき債権者の範囲)

一 第三債務者が第一百五十六条第一項から第三百五十六条までの規定による供託をした時

二 取立訴訟の訴状が第三債務者に送達された時

三 売却命令により執行官が売却金の交付を受けた時

(配当等の実施)

第一百六十六条 執行裁判所は、第一百六十一条第七項において準用する第百九条に規定する場合のほか、次に掲げる場合には、配当等を実施しなければならない。

一 第百五十六条第一項から第三項まで又は第一百五十七条第五項の規定による供託がされた場合

二 売却命令による売却がされた場合

三 第百六十三条第二項の規定により売却金が提出された場合

四 動産引渡請求権の差押えの場合にあつては

は、執行官がその動産の引渡しを受けた時

(配当等の実施)

第一百六十七条 第二日 少額訴訟債権執行の開始等

(少額訴訟債権執行の開始等)

第一百六十七条の二 次に掲げる少額訴訟に係る債

務名義による金銭債権に対する強制執行は、前

日の定めるところにより裁判所書記官が行うほか、第

二条の規定にかかわらず、申立てにより、この

他の財産権の強制執行に関する登記等について

準用する。

第二日 少額訴訟債権執行の開始等

第一百六十七条の二 次に掲げる少額訴訟に係る債

務名義による金銭債権に対する強制執行は、前

日の定めるところにより裁判所書記官が行うほか、第

二条の規定にかかわらず、申立てにより、この

他の財産権の強制執行に関する登記等について

準用する。

第一百六十七条の二 次に掲げる少額訴訟に係る債

務名義による金銭債権に対する強制執行は、前

日の定めるところにより裁判所書記官が行うほか、第

二条の規定にかかわらず、申立てにより、この

他の財産権の強制執行に関する登記等について

準用する。

第一百六十七条の二 次に掲げる少額訴訟に係る債

務名義による金銭債権に対する強制執行は、前

日の定めるところにより裁判所書記官が行うほか、第

二条の規定にかかわらず、申立てにより、この

他の財産権の強制執行に関する登記等について

準用する。

は、差押えの登記等がされた時に生ずる。ただし、その他の財産権で権利の処分の制限について登記等をしなければその効力が生じないものに対する差押えの効力は、差押えの登記等が差押命令の送達後にされた時に生ずる。

四 第四十八条、第五十四条及び第八十二条の規定は、権利の移転について登記等を要するその他財産権の強制執行に関する登記等について準用する。

第二日 少額訴訟債権執行の開始等

(少額訴訟債権執行の開始等)

第一百六十七条の二 次に掲げる少額訴訟に係る債

務名義による金銭債権に対する強制執行は、前

日の定めるところにより裁判所書記官が行うほか、第

二条の規定にかかわらず、申立てにより、この

他の財産権の強制執行に関する登記等について

準用する。

第二日 少額訴訟債権執行の開始等

(少額訴訟債権執行の開始等)

第一百六十七条の二 次に掲げる少額訴訟に係る債

務名義による金銭債権に対する強制執行は、前

日の定めるところにより裁判所書記官が行うほか、第

二条の規定にかかわらず、申立てにより、この

他の財産権の強制執行に関する登記等について

準用する。

第二日 少額訴訟債権執行の開始等

(少額訴訟債権執行の開始等)

第一百六十七条の二 次に掲げる少額訴訟に係る債

務名義による金銭債権に対する強制執行は、前

日の定めるところにより裁判所書記官が行うほか、第

二条の規定にかかわらず、申立てにより、この

他の財産権の強制執行に関する登記等について

準用する。

第二日 少額訴訟債権執行の開始等

(少額訴訟債権執行の開始等)

第一百六十七条の二 次に掲げる少額訴訟に係る債

務名義による金銭債権に対する強制執行は、前

日の定めるところにより裁判所書記官が行うほか、第

二条の規定にかかわらず、申立てにより、この

他の財産権の強制執行に関する登記等について

準用する。

第二日 少額訴訟債権執行の開始等

(少額訴訟債権執行の開始等)

第一百六十七条の二 次に掲げる少額訴訟に係る債

務名義による金銭債権に対する強制執行は、前

日の定めるところにより裁判所書記官が行うほか、第

同じ。)について更に差押処分がされた場合について準用する。この場合において、同条第三項中「差押命令を発した執行裁判所」とあるのは、「差押処分をした裁判所書記官の所属する簡易裁判所」と、「執行裁判所は」とあるのは、「裁判所書記官は」と、「他の執行裁判所」とあるのは、「他の簡易裁判所の裁判所書記官」と、同条第四項中「決定」とあるのは、「裁判所書記官の处分」と読み替えるものとする。

6 及び同条第三項の規定を準用する。この場合においては、前二項について準用する。

7 第二項において読み替えて準用する第四百四十五条第八項の規定による裁判所書記官の处分に対する執行異議の申立ては、その告知を受けた日から一週間の不变期間内にしなければならぬ。

8 前項の執行異議の申立てを却下する裁判に対しては、執行抗告をすることができる。

り消された金銭債権について差押処分をすべき旨を命じ、又は同項の規定によりされた差押処分の全部若しくは一部を取り消すことができるものとする。

た時に第二項に規定する地方裁判所にそれ
れ差押命令の申立て又は転付命令等の申立てが
あつたものとみなし、既にされた執行処分その
他の行為は債権執行の手続においてされた執行
処分その他の行為とみなす。

(配当等のための移行等)

第二百六十七条の五
民事訴訟法第七十四条第一項の規定は、差押処分に
おいて、債務者に対し金銭債権の取立てその他
の処分を禁止し、かつ、第三債務者に対し債務
者への弁済を禁止しなければならない。

2 第四百四十五条第二項、第三項、第五項、第七
項及び第八項の規定は差押処分について、同条
第四項の規定は差押処分を送達する場合につい
て、それぞれ準用する。この場合において、同
項中「第一百五十三条第一項又は第二項」とある
のは、「第一百六十七条の八第一項又は第二項」
と、同条第七項及び第八項中「執行裁判所」と
あるのは「裁判所書記官」と読み替えるものと
する。

3 差押処分の申立てについての裁判所書記官の
処分に対する執行異議の申立ては、その告知を
受けた日から一週間の不变期間内にしなければ
ならない。

4 前項の執行異議の申立てについての裁判に對
しては、執行抗告をすることができる。

5 民事訴訟法第七十四条第一項の規定は、差押
処分の申立てについての裁判所書記官の処分に

5 第一百六十七条の八 第一項の規定により読み替えて適用する第十四条第四項の規定により少額訴訟債権執行の手続を取り消す旨の裁判所書記官の处分は、確定しなければその効力を生じない。
(第三者異議の訴えの管轄裁判所)

(差押禁止債権の範囲の変更)

第二百六十七条の八 執行裁判所は、申立てにより、債務者及び債権者の生活の状況その他の事情を考慮して、差押処分の全部若しくは一部を取り消し、又は第百六十七条の十四第一項において準用する第百五十二条の規定により差し押さえではない金銭債権の部分について差押処分をすべき旨を命ずることができる。

2 事情の変更があつたときは、執行裁判所は、申立てにより、前項の規定により差押処分が取

わがの命令を求めるとするときは、差押債権者は、執行裁判所に對し、転付命令等のうちからして、債権執行の手続に事件を移行させることを求める旨の申立てをしなければならない。

2 前項に規定する命令の種別を明らかにしてされた同項の申立てがあつたときは、執行裁判所は、その所在地を管轄する地方裁判所における債権執行の手続に事件を移行させなければならぬ。

3 前項の規定による決定が効力を生ずる前に既にされた執行処分について執行異議の申立て又は執行抗告があつたときは、当該決定は、当該執行異議の申立て又は執行抗告についての裁判が確定するまでは、その効力を生じない。

4 第二項の規定による決定に對しては、不服を申し立てることができない。

5 第一項の申立てを却下する決定に對しては、執行抗告をることができる。

6 第二項の規定による決定が効力を生じたときは、差押処分の申立て又は第一項の申立てがな

人以上であつて供託金で各債権者の債権及び執行費用の全部を弁済することができるときは、裁判所書記官は、供託金の交付計算書を作成して、債権者に弁済金を交付し、剩余金を債務者に交付する。

前項に規定する場合において、差押えに係る金銭債権について更に差押命令が発せられたときは、執行裁判所は、同項の規定にかかわらず、その所在地を管轄する地方裁判所又は当該差押命令を発した執行裁判所における債権執行の手続に事件を移行させることができる。

差押えに係る金銭債権について更に差押命令が発せられた場合において、当該差押命令を発した執行裁判所が第一百六十一條第七項において準用する第一百九条の規定又は第百六十六条规定第二号の規定により配當等を実施するときは、執行裁判所は、当該差押命令を発した執行裁判所における債権執行の手続に事件を移行させなければならない。

めがある場合を除き、相当と認める方法で告知することによつて、その効力を生ずる。
前項に規定する裁判所書記官が行う執行処分に対しても、執行裁判所に執行異議を申し立てることができる。
第十条第六項前段及び第九項の規定は、前項の規定による執行異議の申立てがあつた場合について準用する。
(差押処分)

2 第十四条第二項及び第三項の規定は、前項の規定により読み替えて適用する同条第一項の規定による裁判所書記官の处分については、適用しない。

3 第一項の規定により読み替えて適用する第十四条第四項の規定による裁判所書記官の处分に対する執行異議の申立ては、その告知を受けた日から一週間の不变期間内にしなければならない。

官の処分に対する執行異議の申立ては、その生知を受けた日から一週間の不变期間内にしなければならない。

4 前項の執行異議の申立てを却下する裁判に対しては、執行抗告をすることができる。
(転付命令等のための移行)

金銭債権について更に差押命令又は差押処分がなされたときは、執行裁判所は、同項に規定する地方裁判所における債権執行の手続の上に依り、当該差押命令を発した執行裁判所又は当該差押処分をした裁判所書記官の所属する簡易裁判所の所在地を管轄する地方裁判所における債権執行の手続にも事件を移行させることができることとする。

(差押禁止債権の範囲の変更)
第一百六十七條の八 執行裁判所は、申立てによ
り、債務者及び債権者の生活の状況その他の事
情を考慮して、差押処分の全部若しくは一部を
取り消し、又は第一百六十七条の十四第一項にお
いて準用する第五百五十二条の規定により差し押
さえてはならない金銭債権の部分について差押
処分をすべき旨を命ずることができる。

既にされた執行処分について執行異議の申立て又は執行抗告があつたときは、当該決定は、当該執行異議の申立て又は執行抗告についての裁判が確定するまでは、その効力を生じない。

第二項の規定による決定に対しては、不服を申し立てることができない。

第一項の申立てを却下する決定に対してもは、執行抗告をすることができる。

6 第二項の規定による決定が効力を生じたときは、差押処分の申立て又は第一項の申立てがな

5
差押えに係る金銭債権について更に差押命令が発せられた場合において、当該差押命令を受けて執行裁判所が第一百六十一一条第七項において準用する第一百九条の規定又は第一百六十六条第二号の規定により配当等を実施するときは、執行裁判所は、当該差押命令を発した執行裁判所における債権執行の手続に事件を移行させなければならない。

4 執行官は、引渡し期限が経過するまでの間に
おいては、執行裁判所の許可を得て、引渡し期
限を延長することができる。この場合において
は、執行官は、引渡し期限の変更があつた旨及
び変更後の引渡し期限を、当該不動産等の所在
する場所に公示書その他の標識を掲示する方法
により、公示しなければならない。

5 債権者に対する不動産等の占有の移転があ
る場合は、この限りでない。

6 明渡しの催告後に不動産等の占有の移転があ
つたときは、引渡し期限が経過するまでの間に
おいては、占有者（第一項の不動産等を占有す
る者）が債務者とみなす。以下この
の条において同じ。）に対して、第一項の申立
に基づく強制執行をすることができる。この
場合において、第四十二条及び前条の規定の適
用については、当該占有者を債務者とみなす。

7 明渡しの催告後に不動産等の占有の移転があ
つたときは、占有者は、明渡しの催告があつた
ことを知らず、かつ、債務者の占有の承継人で
ないことを理由として、債権者に対し、強制執
行の不許を請求する訴えを提起することができる。
この場合においては、第三十六条、第三十九
七条及び第三十八条第三項の規定を準用する。

8 明渡しの催告後に不動産等を占有した占有者
は、明渡しの催告があつたことを知つて占有し
たものと推定する。

9 第六項の規定により占有者に対して強制執行
がされたときは、当該占有者は、執行異議の申
立てにおいて、債権者に対抗することができる。
権原により目的物を占有していること、又は明
渡しの催告があつたことを知らず、かつ、債務
者の占有の承継人でないことを理由とするこ
ができる。

10 明渡しの催告に要した費用は、執行費用とす
る。
(動産の引渡しの強制執行)

べき義務を負つてゐるときは、物の引渡しの強制執行は、執行裁判所が、債務者の第三者に対する引渡請求権を差し押さえ、請求権の行使による方法により行う。

債権者に許す旨の命令を発する方法により行う。

2 第百四十四条、第一百四十五条（第四項を除く。）、第一百四十七条、第一百四十八条、第一百五十五条第一項及び第三項並びに第一百五十八条の規定は、前項の強制執行について準用する。

（代替執行）

第一百七十二条 次の各号に掲げる強制執行は、執行裁判所がそれぞれ当該各号に定める旨を命ずる方法により行う。

一 作為を目的とする債務についての強制執行
債務者の費用で第三者に當該作為をさせること。

二 不作為をする債務についての強制執行
債務者の費用で、債務者がした行為の結果を除去し、又は将来のため適当な処分をすべきこと。

三 前項の執行裁判所は、第三十三条第二項第一号又は第六号に掲げる債務名義の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める裁判所とする。

四 執行裁判所は、第一項の規定による決定をする場合には、申立てにより、債務者に対し、その決定に掲げる行為をするために必要な費用をあらかじめ債権者に支払うべき旨を命ずることができる。

5 第一項の強制執行の申立て又は前項の申立てについての裁判に対しても、執行抗告をすることができる。

6 第六条第二項の規定は、第一項の規定による決定を執行する場合について準用する。

（間接強制）

第一百七十二条 作為又は不作為を目的とする債務執行は、執行裁判所が、債務者の第三者に対する引渡請求権を差し押さえ、請求権の行使による方法により行う。

事情の変更があつたときは、執行裁判所は、申立てにより、前項の規定による決定を変更することができる。

3	<p>第一項の規定により命じられた金銭の支払があつた場合において、債務不履行により生じた損害の額が支払額を超えるときは、債権者は、その超える額について損害賠償の請求をすることを妨げられない。</p> <p>第一項の強制執行の申立て又は第二項の申立てについての裁判に対しても、執行抗告をすることができる。</p> <p>前条第二項の規定は、第一項の執行裁判所について準用する。</p>
2	<p>前項の執行裁判所は、第三十三条第二項各号第一項、第一百七十一条第一項及び第一百七十二条第一項、第一百七十一条第一項及び第一百七十二条第一項に規定する強制執行は、それぞれ第一百六十八条から第一百七十一条までの規定により行うほか、債権者の申立てがあるときは、執行裁判所が前条第一項に規定する方法により行う。この場合においては、同条第二項から第五項までの規定を準用する。</p> <p>(第一号の二、第一号の三及び第四号を除く。)に掲げる債務名義の区分に応じ、それぞれ当該債務名義についての執行交付との訴えの管轄裁判所とする。</p>
1	<p>(子の引渡しの強制執行)</p> <p>第一百七十四条 子の引渡しの強制執行は、次の各号に掲げる方法のいずれかにより行う。</p> <p>一 執行裁判所が決定により執行官に子の引渡しを実施させる方法</p> <p>二 第百七十二条第一項に規定する方法</p> <p>前項第一号に掲げる方法による強制執行の申立ては、次の各号のいずれかに該当するときでなければすることができない。</p> <p>一 第百七十二条第一項の規定による決定が確定した日から二週間を経過したとき。(当該決定において定められた債務を履行すべき一定の期間の経過がこれより後である場合にはあつては、その期間を経過したとき)。</p> <p>二 前項第二号に掲げる方法による強制執行を実施しても、債務者が子の監護を解く見込みがあるとは認められないとき。</p> <p>三 子の急迫の危険を防止するため直ちに強制執行をする必要があるとき。</p>
3	<p>執行裁判所は、第一項第一号の規定による決定をする場合には、債務者を審尋しなければならない。</p>

4 執行裁判所は、第一項第一号の規定による決定において、執行官に対し、債務者による子の監護を解くために必要な行為をすべきことを命じなければならぬ。

5 第百七十二条の規定は第一項第一号の執行裁判所について、同条第四項の規定は同号の規定による決定をする場合について、それぞれ準用する。

6 第二項の強制執行の申立て又は前項において準用する第一百七一条第四項の申立てについての裁判に對しては、執行抗告をすることができる。
(執行官の権限等)

第一百七十五条 執行官は、債務者による子の監護を解くために必要な行為として、債務者に対し説得を行うほか、債務者の住居その他債務者の占有する場所において、次に掲げる行為をすることができる。

一 その場所に立ち入り、子を捜索すること。

二 この場合において、必要があるときは、閉鎖した戸を開くため必要な処分をすること。

三 債権者若しくはその代理人と子を面会させ、又は債権者若しくはその代理人と債務者を面会させること。

三 その場所に債権者又はその代理人を立ち入らせること。

二 執行官は、子の心身に及ぼす影響、当該場所及びその周囲の状況その他の事情を考慮して相当地と認めるときは、前項に規定する場所以外の場所においても、債務者による子の監護を解くために必要な行為として、当該場所の占有者の同意を得て又は次項の規定による許可を受けた後、前項各号に掲げる行為をすることができる。

三 執行裁判所は、子の住居が第一項に規定する場所以外の場所である場合において、債務者と当該場所の占有者との関係、当該占有者の私生活又は業務に与える影響その他の事情を考慮して相当と認めるときは、債権者の申立てにより、当該占有者の同意に代わる許可をすることができる。

4 執行官は、前項の規定による許可を受けて第一項各号に掲げる行為をするときは、職務の執

行に当たり、当該許可を受けたことを証する文書を提示しなければならない。

5 第一項又は第二項の規定による債務者による子の監護を解くために必要な行為は、債権者が第一項又は第二項に規定する場所に出頭した場合に限り、することができる。

6 執行裁判所は、債権者が第一項又は第二項に規定する場所に出頭することができない場合であっても、その代理人が債権者に代わって当該場所に出頭することが、当該代理人と子との関係、当該代理人の知識及び経験その他の事情に照らして子の利益の保護のために相当と認めるときは、前項の規定にかかわらず、債権者の申立てにより、当該代理人が当該場所に出頭した場合においても、第一項又は第二項の規定による債務者による子の監護を解くために必要な行為をすることができる旨が決することができる。

7 執行裁判所は、いつでも前項の決定を取り消すことができる。

8 執行官は、第六条第一項の規定にかかるはず、子に対して威力を用いることはできない。子以外の者に対して威力を用いることが子の身心に有害な影響を及ぼすおそれがある場合には、当該子以外の者についても、同様とす

る。

9 執行官は、第一項又は第二項の規定による債務者による子の監護を解くために必要な行為をするに際し、債権者又はその代理人に対し、必要な指示をすることができる。

(執行裁判所及び執行官の責務)

第一百七十六条 執行裁判所及び執行官は、第七百七十九条の規定による子の引渡しを実現するに當たつては、子の年齢及び発達の程度その他事情を踏まえ、できる限り、当該強制執行が子の心身に有害な影響を及ぼさないよう(意思表示の擬制)

命ずる判決その他の裁判が確定し、又は和解、認諾、調停若しくは労働審判に係る債務名義が成立したときは、債務者は、その確定又は成立の時に意思表示をしたものみなす。ただし、債務者の意思表示が、債権者の證明すべき事実の到来に係るときは第二十七条第一項の規定により執行文が付与された時に、反対給付との引

換え又は債務の履行その他の債務者の證明すべき事実のないことに係るときは次項又は第三項の規定により執行文が付与された時に意思表示をしたものみなす。

2 債務者の意思表示が反対給付との引換えに係る場合においては、執行文は、債権者が反対給付又はその提供のあつたことを証する文書を提出したときに限り、付与することができる。

3 債務者の意思表示が債務者の證明すべき事実のないことによる場合において、執行文の付与の申立てがあつたときは、裁判所書記官は、債務者に対する文書を提出すべき旨を催告し、債務者がその期間内にその文書を提出しないとき限り、執行文を付与することができる。

4 第百七十七条及び第一百七十八条 削除

(不動産担保権の実行の方法)

第一百八十条 不動産(登記することができない土地の定着物を除き、第四十三条规定の規定により不動産とみなされるものを含む。以下この章において同じ。)を目的とする担保権(以下この章において「不動産担保権」という。)の実行は、次に掲げる方法であつて債権者が選択したものにより行う。

一 担保不動産競売(競売による不動産担保権の実行をいう。以下この章において同じ。)

二 担保不動産収益執行(不動産から生ずる収益を被担保債権の弁済に充てる方法による不動産担保権の実行をいう。以下この章において同じ。)の方法

(不動産担保権の実行の開始)

第一百八十二条 不動産担保権の実行は、第一号の申立て又は第二号の文書若しくは電磁的記録の提出があつたときに限り、開始する。

一 担保権の登記(仮登記を除く。)がされた不動産についての不動産担保権の実行の申立て

二 次に掲げるいすかの文書又は電磁的記録

イ 担保権の存在を証する確定判決若しくは家事事件手続法第七十五条の審判又はこれら

不動産についての不動産担保権の実行の申立て

二 次に掲げるいすかの文書又は電磁的記録

イ 担保権の存在を証する確定判決若しくは

家事事件手続法第七十五条の審判又はこれら

不動産についての不動産担保権の実行の申立て

二 次に掲げるいすかの文書又は電磁的記録

イ 担保権の存在を証する確定判決若しくは

家事事件手続法第七十五条の審判又はこれら

不動産についての不動産担保権の実行の申立て

二 次に掲げるいすかの文書又は電磁的記録

ロ 担保権の存在を証する公証人が作成した

公証人法第四十三条第一項第一号の公正証書の謄本、同項第二号の書面(公正証書に

記録されている事項の全部を出力したものに限る。)又は同項第三号の電磁的記録(公正証書に記録されている事項の全部を記録したものに限る。)

ハ 一般的な取扱い権があつては、その存在を証する文書又は電磁的記録(記録したものに限る。)の謄本又は記録事項証明書を出したとき限り、付与することができる。

2 担保権について承継があつた後不動産担保権の実行の申立てをする場合には、相続その他の一般承継にあつてはその承継を証する文書を、その他の承継にあつてはその承継を証する裁判の謄本その他の公文書を提出しなければならない。

3 不動産担保権の実行をしない旨、その実行の申立てを取り下げる旨又は債権者が担保権にものを取り消し、若しくはその効力を有することを宣言する確定判決の謄本又は記録事項証明書

ハ 担保権の実行をしない旨、その実行の申立てを取り下げる旨又は債権者が担保権にものを取り消し、若しくはその効力を有する

ものをを取り消し、若しくはその効力を有する

一 次に掲げるいすかの文書(ハにあつては、文書又は電磁的記録)

イ 担保権のないことを証する確定判決(確定判決と同一の効力を有するものを含む。)において同じ。)の謄本又は記録事項証明書

ロ 第百八十二条第一項第一号の登記を抹消

ハ 一般的な取扱い権があつては、その存在を

証する文書又は電磁的記録(記録したものに限る。)

八十一條を除く。)の規定は担保不動産競売について、同款第三目の規定は担保不動産収益執行について準用する。

船舶の競売

（）の規定は担保不動産競売に係る第三目の規定は担保不動産収益執

保権によつて担保される債権の一部の消滅を理由とすることができる。

第四章 債務者の財産状況の調査

さては、担保権の実行としての競売の例によれば、債務者の財産状況の調査

第一百八十九条 前章第二節第二款及び第八百八十九条から第八百八十四条までの規定は、船舶を目的とする担保権の実行としての競売について準用する。この場合において、第八百五十五条第三項中「執行力のある債務名義の正本を提示し、かつ、同項に規定する事由を疎明しなければ」とあるのは「同項に規定する事由を疎明し、かつ、担保権の登記（仮登記を除く）がされている場合を除き、第八百八十九条において準用する第八百八十二条第一項（第一号を除く。）、第二項若しくは第三項の規定により提出すべき文書を提示し、又はこれらの規定により提出すべき電磁的記録を提出しなければ」と、第八百八十二条第一項第二号ハ中「一般の先取特権」とあるのは「先取特権」と読み替えるものとする。

（動産競売の要件）

第一百九十条 動産を目的とする担保権の実行としての競売（以下「動産競売」という。）は、次に掲げる場合に限り、開始する。

一 債権者が執行官に対し当該動産を提出した場合

二 債権者が執行官に対し当該動産の占有者が差押えを承諾することを証する文書を提出した場合

三 債権者が執行官に対し次項の許可の決定書の謄本を提出し、かつ、第八百九十二条において準用する第八百二十三条第二項の規定による捜索に先立つて又はこれと同時に当該許可の決定が債務者に送達された場合

執行裁判所は、担保権の存在を証する文書を提出した債権者の申立てがあつたときは、当該担保権についての動産競売の開始を許可することができる。ただし、当該動産が第八百二十三条第二項に規定する場所又は容器にない場合は、この限りでない。

前項の許可の決定は、債務者に送達しなければならない。

第二項の申立てについての裁判に對しては、執行抗告をすることができる。

第一百九十二条 動産競売に係る差押えに對する執行異議の申立てにおいては、債務者又は動産の所有者は、担保権の不存在若しくは消滅又は担

保權によつて担保される債權の一部の消滅を理由とすることができる。
(動産執行の準用)

第四章 債務者

者の財産状況の調査

保権によつて担保される債権の一部の消滅を理由とすることができる。
(動産執行の規定の準用)

ついては、担保権の実行としての競売の例による。

第三百九十六条 この節の規定による債務者の財産の開示に関する手続（以下「財産開示手続」という。）については、債務者の普通裁判籍の所在地を管轄する地方裁判所が、執行裁判所として管轄する。

（実施決定）

第一百九十七条 執行裁判所は、次の各号のいずれかに該当するときは、執行力のある債務名義の正本を有する金銭債権の債権者の申立てにより、債務者について、財産開示手続を実施する旨の決定をしなければならない。ただし、当該執行力のある債務名義の正本に基づく強制執行を開始することができないときは、この限りでない。

一 強制執行又は担保権の実行における配当手続（申立ての日より六月以上前に終了したもの）において、申立人が当該へん錢債権の完全な弁済を得たとき。

二 知っている財産に対する強制執行を実施しても、申立人が当該金銭債権の完全な弁済を得られないことの疎明があつたとき。

執行裁判所は、次の各号のいずれかに該当するときは、債務者の財産について一般的な先取特権を有することを証する文書を提出した債権者の申立てにより、当該債務者について、財産開示手続を実施する旨の決定をしなければならない。

一 強制執行又は担保権の実行における配当手続（申立ての日より六月以上前に終了したもの）において、申立人が当該半錢債権の完全な弁済を得られないことの疎明があつたとき。

二 知っている財産に対する担保権の実行を実施しても、申立人が前号の被担保債権の完全な弁済を得られないことの疎明があつたとき。

示すべき期日をいう。以下同じ。)においてその財産について陳述をしたものであるときは、財産開示手続を実施する旨の決定をすることができない。ただし、次の各号に掲げる事由のいずれかがある場合は、この限りでない。

一 債務者が当該財産開示期日において一部の財産を開示しなかつたとき。

二 債務者が当該財産開示期日の後に新たに財産を得たとき。

三 当該財産開示期日の後に債務者と使用者との雇用関係が終了したとき。

第一項又は第二項の決定がされたときは、当該決定(同項の決定にあつては、当該決定及び同項の文書の写し)を債務者に送達しなければならない。

4 第一項又は第二項の申立てについての裁判に對しては、執行抗告をすることができる。

5 第一項又は第二項の決定は、確定しなければその効力を生じない。

(期日指定及び期日の呼出し)

6 第一項又は第二項の決定には、次に掲げる者を呼び出さなければならぬ。

一 申立人

二 債務者(債務者に法定代理人がある場合にあつては当該法定代理人、債務者が法人である場合にあつてはその代表者)

(財産開示期日)

第一百九十九条 開示義務者(前条第一項第二号に掲げる者をいう。以下同じ。)は、財産開示期日に出頭し、債務者の財産(第百三十一号第一号又は第二号に掲げる動産を除く。)について陳述しなければならない。

2 前項の陳述においては、陳述の対象となる財産について、第二章第二節の規定による強制執行又は前章の規定による担保権の実行の申立てをするのに必要となる事項その他申立人に開示する必要があるものとして最高裁判所規則で定める事項を明示しなければならない。

3 執行裁判所は、財産開示期日において、開示義務者に対し質問を發すことができる。

4 申立人は、財産開示期日に出頭し、債務者の財産の状況を明らかにするため、執行裁判所の許可を得て開示義務者に対し質問を發すことができる。

執行裁判所は、申立人が出頭しないときであつても、財産開示期日における手続を実施することができる。

統について、第四十二条（第二項を除く。）の規定は財産開示手続について、第八百八十二条及び第八百八十三条の規定は一般の先取特権に基づく財産開示手続について準用する。

第二百六条 執行裁判所は、第百九十七條第一項各号のいずれかに該当するときは、第百五十一條の二第一項各号に掲げる義務に係る請求権又は人の生命若しくは身体の侵害による損害賠償請求権について執行力のある債務名義の正本を有する債権者の申立てにより、次の各号に掲げる者であつて最高裁判所規則で定めるところにより當該債権者が選択したものに對し、それぞれ當該各号に定める事項について情報の提供をするべき旨を命じなければならない。ただし、当該執行力のある債務名義の正本に基づく強制執行を開始することができないときは、この限りでない。

一 市町村（特別区を含む。以下この号において同じ。）債務者が支払を受ける地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第三百一十七条の二第一項ただし書に規定する給与に係る債権に対する強制執行又は担保権の実行の申立てをするのに必要となる事項として最高裁判所規則で定めるもの（当該市町村が債務者の市町村民税（特別区民税を含む。）に係る事務に関して知り得たものに限る。）

二 日本金機構、国家公務員共済組合、國家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合、全国市町村職員共済組合連合会又は日本私立学校振興・共済事業団（債務者（厚生年金保険の被保険者であるものに限る。以下この号において同じ。）が支払を受ける厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）第三条第一項第三号に規定する報酬又は同項第四号に規定する賞与に係る債権に対する強制執行又は担保権の実行の申立てをするのに必要となる事項として最高裁判所規則で定めるもの（情報の提供を命じられた者が債務者の厚生年金保険に係る事務に関して知り得たものに限る。）に限る。）

前条第二項から第五項までの規定は、前項の申立て及び当該申立てについての裁判について準用する。

（債務者の預貯金債権等に係る情報の取得）

第二百七条 執行裁判所は、第百九十七條第一項各号のいずれかに該当するときは、執行力のある債務名義の正本を有する金銭債権の債権者の申立てにより、次の各号に掲げる者であつて最高裁判所規則で定めるところにより當該債権者が選択したものに對し、それぞれ當該各号に定

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(経過措置の原則)
この法律による改正後の民事訴訟法、非訟事件手続法及び民事執行法の規定(罰則を除く。)は、この附則に特別の定めがある場合を除き、この法律の施行前に生じた事項にも適用する。ただし、この法律による改正前のこれらの法律の規定により生じた効力を妨げない。(執行裁判所の執行処分その他の行為等に関する経過措置)

第八条 この法律の施行前に申し立てられた民事執行の事件について、その施行前にした第三条の規定による改正前の民事執行法(以下「旧民事執行法」という。)の規定による執行裁判所の執行処分その他の行為であって同条の規定による執行裁判所の執行処分その他の行為であるとされたものに関する新民事執行法による改正後の民事執行法(以下「新民事執行法」という。)の規定によれば裁判所書記官がすべきこととされるものに関する新民事執行法の規定によつては、新民事執行法の相当規定によつてした裁判所書記官の処分その他の行為とみなす。

前項の執行裁判所の執行処分その他の行為に対する不服申立てについては、当該執行処分その他の行為につき同項の規定を適用せず、なお従前の例による。

3

この法律の施行前に旧民事執行法第六十八条の三第二項(これを準用し、又はその例による場合を含む。)の規定による執行裁判所が売却を実施させるべき旨の申出があつた場合において、この法律の施行の日までに執行裁判所が当該申出に係る売却を実施させる旨の命令を発しなかつたときは、当該申出は、新民事執行法第六十八条の三第二項(これを準用し、又はその例による場合を含む。)の規定による裁判所書記官が売却を実施させるべき旨の申出とみなす。

(売却の手続等に関する経過措置)
この法律の施行前に旧民事執行法第六十三条第一項(これを準用し、又はその例による場合を含む。)の規定による通知がされた民事執行の事件については、同条第二項たゞし書記官が売却を実施させるべき旨の申出とみなす。

2
(売却の手続等に関する経過措置)
この法律の施行前に旧民事執行法第六十条(これを準用し、又はその例による場合を含む。)の規定による命令を発した場合における当該命令

に係る売却の手続及び売却の許可又は不許可の決定に係る手続については、新民事執行法第六十条(これを準用し、又はその例による場合を含む。)の規定にかかるわらず、なお従前の例による。

3 前二項の規定によりなお従前の例によることとされる場合を除き、この法律の施行前に旧民事執行法第六十条(これを準用し、又はその例による場合を含む。)の規定により執行裁判所が定めた最低売却価額は、新民事執行法第六十条(これを準用し、又はその例による場合を含む。)の規定により執行裁判所が定めた売却基準価額とみなす。

(少額訴訟債権執行に関する経過措置)
少額訴訟債権執行に関する経過措置

第十九条 新民事執行法第二章第二節第四款第二目

の規定は、この法律の施行前に成立した新民事執行法第六十七条の二第一項各号に掲げる少額訴訟に係る債務名義による金銭債権に対する強制執行については、適用しない。

2
(この法律の施行の日前である場合における不動産登記法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成十六年法律第二百二十四号)の施行の日前である場合における同法の施行の日の前日までの間ににおける新民事執行法第六十七条の十四の規定の適用について)
前項の規定では、同条中「第一百六十四条第五項及び第六項」とあるのは、「第一百六十四条第四項及び第五項」と、「第一百六十四条第五項中」とあるのは、「第一百六十四条第四項中」とする。

(罰則の適用に関する経過措置)

3
(この法律の施行前にした行為及びこの附則の規定によるなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用について)
この法律の施行前にした行為及びこの附則の規定によるなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

4
(政令への委任)
第四十条 附則第三条から第十条まで、第二十九条及び前二条に規定するものほか、この法律の施行に關し必要な経過措置は、政令で定め

いて同じ。)の規定によつてした処分、手続その他の行為であつて、改正後のそれぞれの法律の規定に相当の規定があるものは、この附則に別段の定めがあるものを除き、改正後のそれぞれの法律の相当の規定によつてしたものとみなす。

(罰則に関する経過措置)
この法律の施行前にした行為並びによる場合を含む。)の規定により執行裁判所が定めた最低売却価額は、新民事執行法第六十条(これを準用し、又はその例による場合を含む。)の規定にかかるわらず、なお従前の例によることとされる場合及びこの附則の規定によりなおおこなわれる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)
この法律の施行前にした行為並びによる場合を含む。)の規定により執行裁判所が定めた最低売却価額は、新民事執行法第六十条(これを準用し、又はその例による場合を含む。)の規定にかかるわらず、なお従前の例によることとされる場合及びこの附則の規定によりなおおこなわれる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則 (平成一九年六月二七日法律第九五号) 抄

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (平成二三年五月二十五日法律第五三号) 抄

第一条 この法律は、新非訟事件手続法の施行の日から施行する。

附 則 (平成二五年二月一日法律第七四号) 抄

第一条 この法律は、公布の日から起算して二十一日を経過した日から施行する。

附 則 (平成二九年六月二日法律第四五九六号) 抄

第一条 この法律は、公布の日から起算して三年日を経過した日から施行する。

附 則 (平成二九年六月二日法律第四五九六号) 抄

第一条 この法律は、民法改正法の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

附 則 (平成二九年六月二日法律第四五九六号) 抄

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (平成二九年六月二日法律第四五九六号) 抄

一 この法律は、刑法等の一部改正法施行日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第五百九条の規定 公布の日

附 則（令和五年四月二八日法律第一五五号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

第一条 この法律は、条約が日本国について効力を生ずる日から施行する。

附 則（令和五年四月二八日法律第一七七号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（罰則に関する経過措置）

第六条 附則第一条ただし書に規定する規定の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（令和五年六月一四日法律第五三号）

この法律は、公布の日から起算して五年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第三十二章の規定及び第三百八十八条の規定 定 公布の日

二 第一条中民事執行法第二十二条第五号の改正規定、同法第二十五条の改正規定、同法第二十六条の改正規定、同法第二十九条の改正規定（「の謄本」の下に「又は電磁的記録に記録されている事項の全部を記録した電磁的記録」を加える部分を除く。）、同法第九十一条第一項第三号の改正規定、同法第一百四十四条第一項第三号の改正規定、同法第一百八十二条第一項第三号の改正規定、同法第一百八十三条第一項第三号の改正規定、同法第一百八十四条第一項第三号の改正規定、同法第一百八十五条第一項第三号の改正規定、同法第一百八十六条第一項第三号の改正規定、同法第一百八十七条第一項第三号の改正規定、同法第一百八十八条第一項第三号の改正規定、同法第一百八十九条の規定及び犯罪収益の規制等に関する法律第三百三十三条、第三百三十四条、第三百三十六条及び第三百三十七条の規定、第四十二条中組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律第三百三十九条の規定、同法第一百九十三条第一項の改正規定、第十二

(民法第九十九条第二項及び第一百五十二条第四項の改正規定を除く。) 第四十七条中鉄道抵当法第四十一条の改正規定及び同法第四十三条第三項の改正規定、第四十八条及び第四四章の規定、第八十八条中民事訴訟費用等に関する法律第二条の改正規定、第九十一条の規定、第一百八十五条中配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第十二条第三項の改正規定、第一百九十八条の規定並びに第三百八十七条规定、公布の日から起算して二年六月を超えない範囲内において政令で定める日

三 第一条中民事執行法第十八条の次に一条を加える改正規定 同法第二十七条の改正規定 同法第二十九条の改正規定 「の譲本」の下に「又は電磁的記録に記録されている事項の全部を記録した電磁的記録」を加える部分を除く。) 同法第三十三条第一項の改正規定、同法第八十六条を第八十六条の二とし、第八十五条の次に三条を加える改正規定 (同法第八十五条の二及び第八十五条の三を加える部分を除く。) 同法第九十二条に五項を加える改正規定、同法第一百一一条の改正規定 (第八十五条並びに) を「第八十五条から第八十六まで及び」に改める部分に限る。) 同法第一百四十二条第二項の改正規定、同法第一百六十六条第二項の改正規定 第百六十七条の改正規定 (第八十五条並びに) を「第八十五条から第八十六まで及び」に改める部分に限る。) 同法第一百六十七条の十一第七項の改正規定 (第九十一条第一項) の下に「及び第三項から第七項まで」を加える部分に限る。) 同法第一百九十九条の次に二条を加える改正規定、同法第二百条第一項の改正規定及び同法附則に六条を加える改正規定、第三十五条及び第四十条の規定、第四十七条中鉄道抵当法第五十九条に二項を加える改正規定、第六十三条中民事調停法の目次の改正規定、同法第二十七条に一項を加える改正規定及び同法第二章に一節を加える改正規定、第六十七条中企業担保法第十七条第二項の改正規定 (第十八条の下に「、第十八条の二」を加える部分に限る。) 及び同法第五十五条の改正規定、第八十八条中民事訴訟費用等に関する法律附則を同法附則第一条とし、同条に見出しを付し、同法附則に十二条を加える改正規定、第九十四条中船舶の所有者等の責任の制限に関する法律第五十九条の次に一条を加える改正規定、第一百十条中民事保全法第四十六条の改正規定 (第十八条の下に「、第十八条の二」を加える部分に限る。) 第百三十条中金

融機関等の更生手続の特例等に関する法律第六十六条の改正規定及び同法第二百三十二条の改正規定、第一百四十五条中民事再生法第一百五十五条の次に「一条を加える改正規定及び同法第一百五十五条から第八十六条まで」に改める部分に限る。)、第百六十一条第一項の規定、第二百二十二条中会社更生法第一百十条第三項の改正規定(「民事執行法(昭和五十四年法律第四号)」第八十五条から第八十六条まで)に改める部分に限る。)、第百六十一条第一項の規定、第二百二十二条中会社更生法第一百十条第三項の改正規定(「民事執行法(昭和五十四年法律第四号)」第八十五条から第八十六条まで)に改める部分に限る。)及び同法第十三条に二項を加える改正規定、第二百四十九条中破産法第二百二十二条の次に「一条を加える改正規定、第二百六十五条第一項の規定、第二百十九条中民事訴訟法第九条に一項を加える改正規定及び同法第三百四十五条第一項の規定、第二百六十五条第一項の規定及び同法第三百四十六条の次に「一条を加える改正規定及び同法第一百九十二条第三項の改正規定(「第二百六十五条」の下に「から第八十六条まで」を加える部分に限る。)、第二百六十五条第一項の規定及び同法第四十七条第一項の改正規定、第三百二十六条中民事事件手続法第四十条の改正規定、同法第四十九条の改正規定、同法第五十四条第四項の改正規定、同法第四十三条の改正規定及び同法第四十九条の改正規定、同法第五十五条第一項の改正規定、同法第五十九条第三項の改正規定及び同法第六十条第一項の改正規定(「及び第二項」を「から第三項まで」に改める部分に限る。)、同法第八十四条第一項の改正規定(「第三項まで」を「第四項まで」に改める部分及び「高等裁判所に」との下に「第五十九条第三項及び」とを加える部分に限る。)、同法第二百六十一条第一項第六号の改正規定及び同法第二百六十五条第一項の改正規定、同法第三百四十二条中「家庭裁判所及び」とあるのは「高等裁判所に」とあるのは「高等裁判所に」とを加える改正規定及び同法第一百三十六条の改正規定並びに第三百五十六条中消費者の財産的被害等の集團的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律第五十三条の改正規定(「、第八十七条の二」を削る部分に限る。)民事訴訟法等の一部を改正する法律の施行の日

